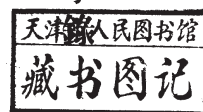
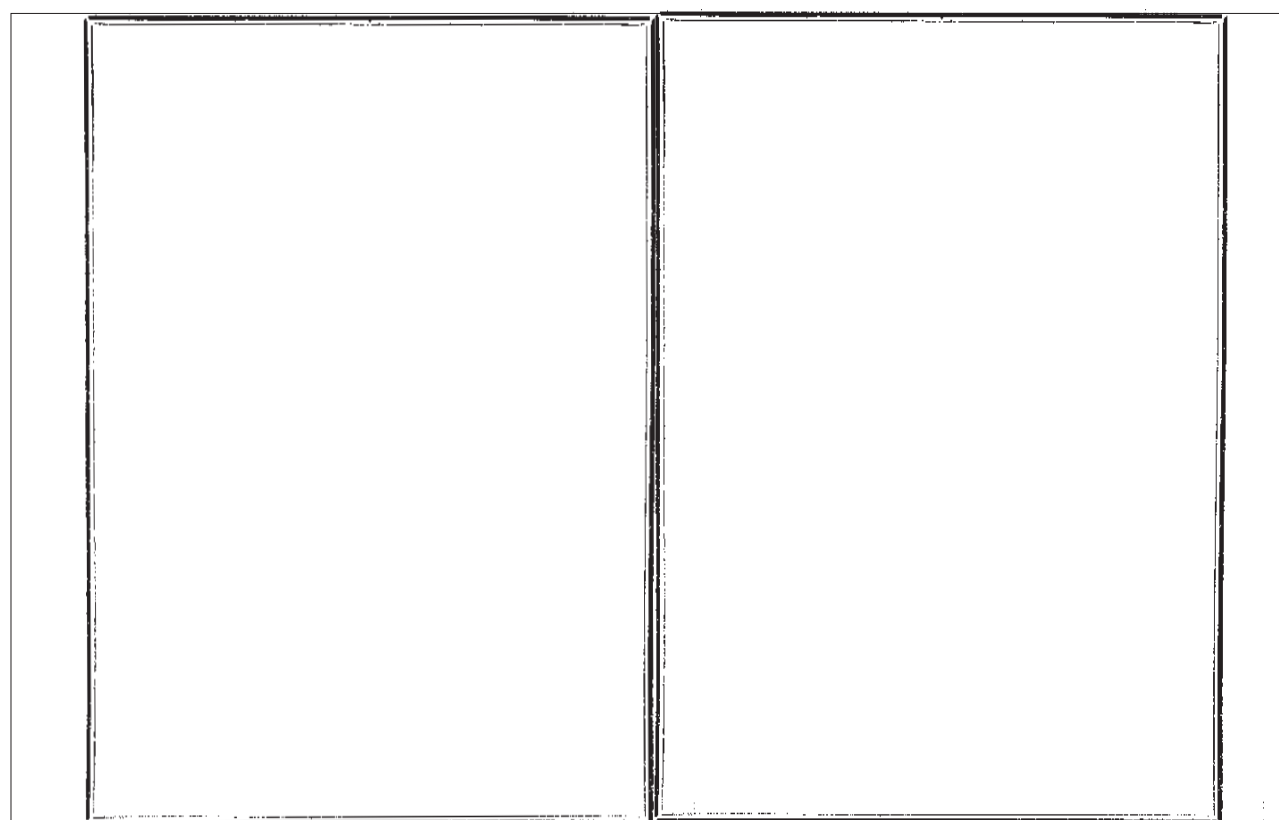
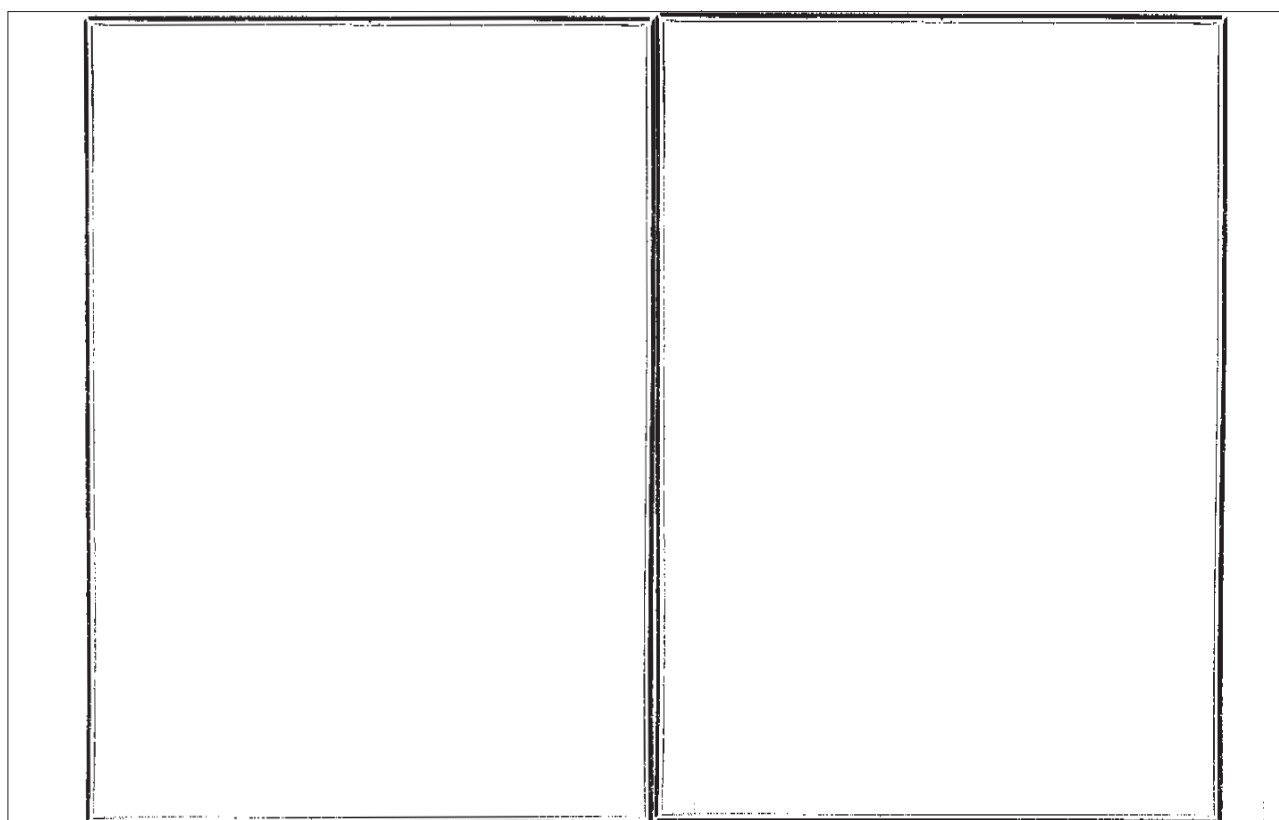


議事錄第九號

大正三年通常民會議事

天津居留民團





議事録目次

第一回 事日程

一、民會議長選舉	二
二、明治四十五年、大正元年度民團歲入出決算	三
三、大正二年民團特別基金決算	五
四、雜種課金條例中改正案	七
五、諸車鑑札料條例中改正案	九
六、榮街開修工費特別會計條例案	一〇
七、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案	一〇
八、新道開修工費特別會計條例案	一五
九、新道開修工費特別會計歲入出豫算案	一七
一〇、大正三年度民團歲入出總豫算案	一八
第一一回	二七
一、榮街開修工費特別會計歲入出豫算案(第一讀會續)	二八
二、新道開修工費特別會計歲入出豫算案(第一讀會續)	三二

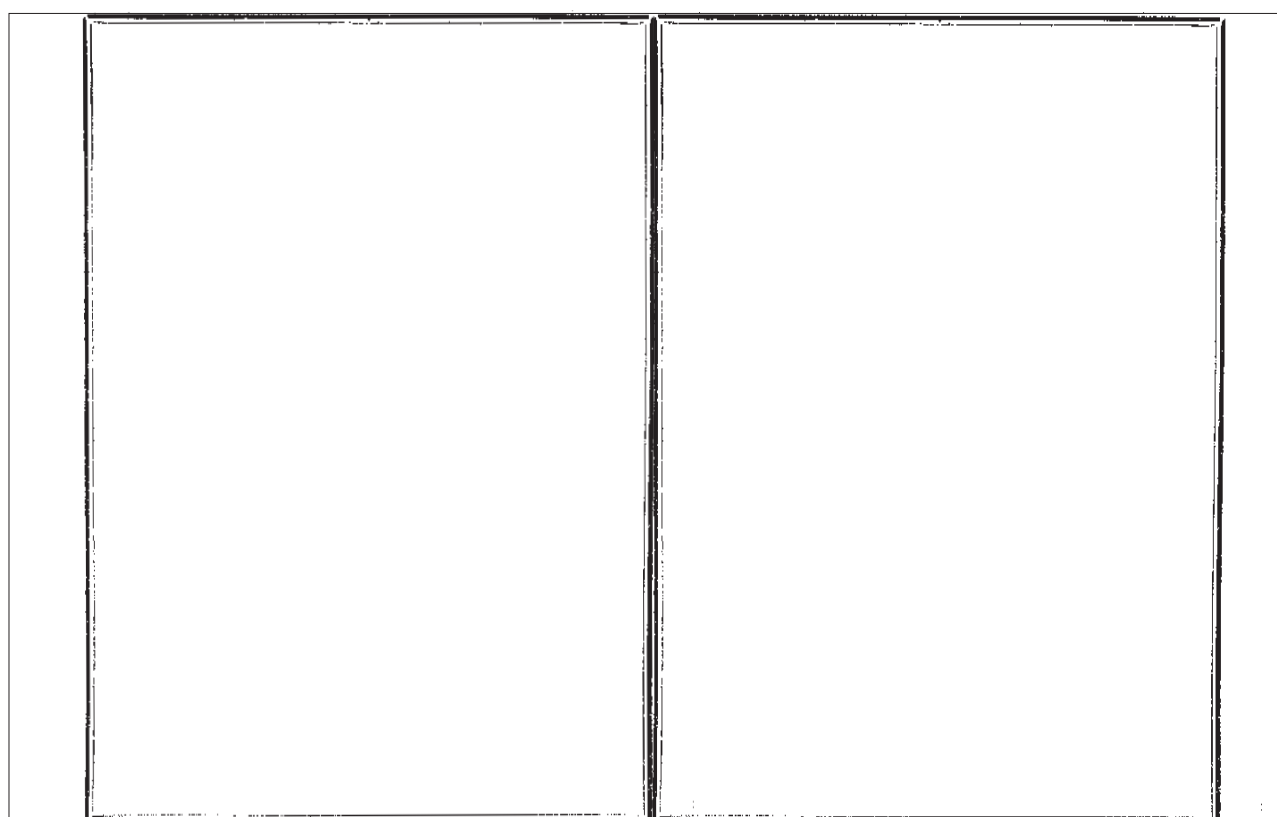
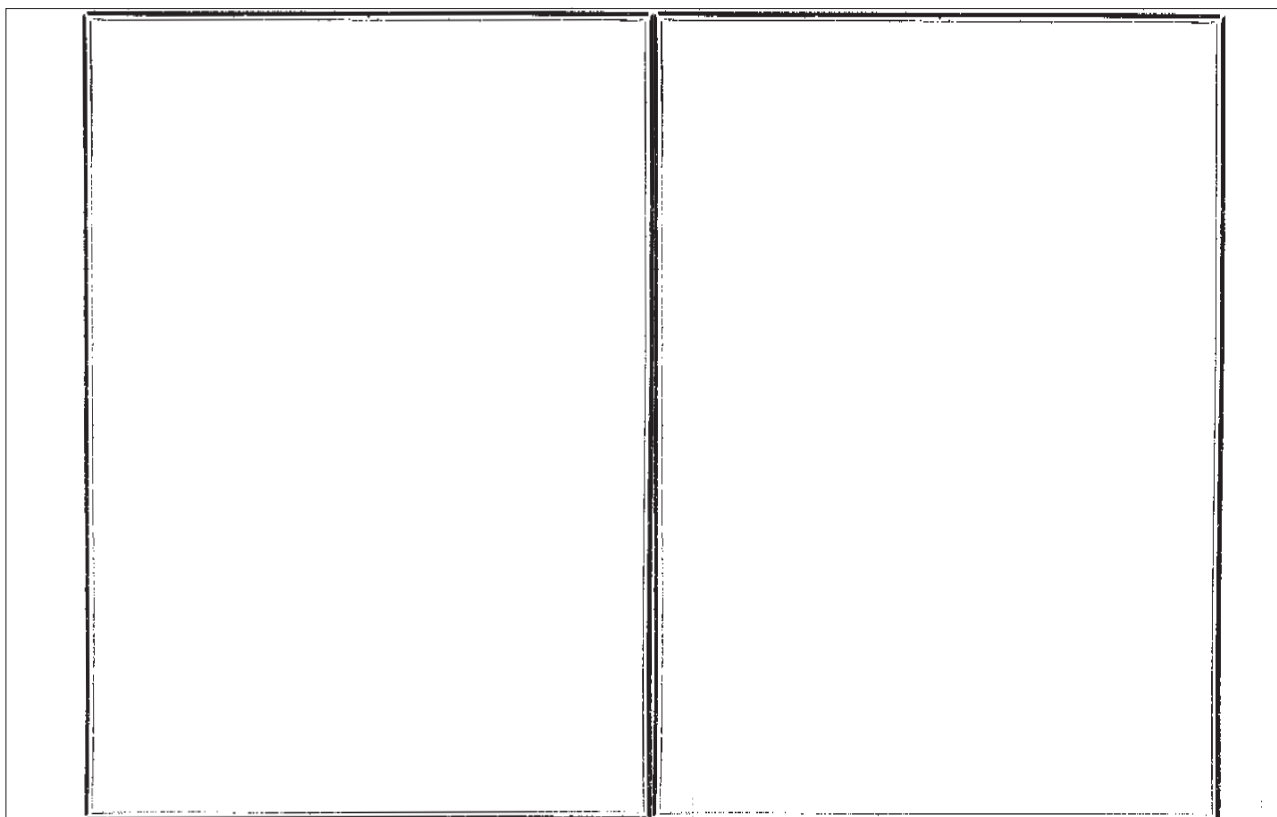
(1)

三、大正三年度民團歲入出總豫算案	三四
四、行政委員並に豫備行政委員選舉	三六
五、民團出納檢査委員選舉	三八
六、謝意表彰決議案	三五
七、大正三年第七次通常民會成績	六六
八、窪田總領事閉會の辭	六七

附 録

一、雜種課金條例中改正	六九
二、諸車鑑札料條例中改正	六九
三、榮街開修工費特別會計條例	六九
四、新道開修工費特別會計條例	七〇
五、榮街開修工費特別會計歲入出豫算	七一
六、新道開修工費特別會計歲入出豫算	七一
八、大正三年度居留民團歲入出豫算	七二
八、大正三年通常民會要録	八五

(2)



大正三年通常民會議事録

第一回 三月二十三日 會場 日本俱樂部

- 第一、民會議長選舉
第二、明治四十五年、大正元年度民間出入出決算
第三、大正二年民間特別基金決算
第四、雜種課金條例中改正案
第五、諸車雜料條例中改正案
第六、榮街開修工費特別會計條例案
第七、榮街開修工費特別會計條例案
第八、新道開修工費特別會計條例案
第九、新道開修工費特別會計條例案
第十、大正三年度民間出入出總豫算案
第十一、行政委員並に豫備行政委員選舉
第十二、民間出納検査委員選舉
午後八時四十分開會、議員の出席若くは代表せらるる者九十名

(1)

小貫議長登壇

小貫議長 諸君、議員の出席法定の數に達したるを以て是より大正三年即ち第七次通常民會議を開會致します日程に入るに先ち總領事より召集の辭ある等に付暫く清聴あらんことを望みます(拍手)

窪田總領事登壇

窪田總領事 諸君、諸君に以て御通知申せし如く愈々本日をして第七次通常居留民會を開くに當り諸君と此處に相會するを得たるは本官の最も愉快とする所である日本帝國が支那に於て專管居留地を獲たるは明治二十七年戰役後新たに締結せられたる條約に基きたるものなるが當時日本には新發展の時期に遭遇せる際にて他に施すべき事業多かりし爲め天津に於ける專管居留地制定に關しては割くべき多くの餘力を有せず且在留民の數も甚だ僅少にして締結せる條約の權利を直ちに實行する能はざりしが次第に其の漸次緒に就くに至りしは明治三十二年の頃にして帝國專管居留地中先づ第一に天津の斯く發展したるは其土地最も日本に近き便宜にするものならんも時の總領事伊集院氏の巧なる政策次第に歩を進め遂に七年前居留民團法を制定したるに始まりをより短日月の間にも係らず今日の盛運を致すに至りしは主として在留民の努力に依れるものと茲に賞贊の辭を呈するに躊躇せざるなり然しなから居留地の經營は如斯賞贊せられたるのみにて満足すべきものにあらず即

(2)

(3)

ち之は主觀的に見たる所にして帝國專管居留地中最も優勢なるは天津なり又日本より見て一番先に開發したる模範居留地なるも今之を客觀的に見て天津の各專管居留地を比較するに英佛の如きは遙かに吾經營に先んじて種々の事業を施設經營し殆んど開闢する處なきは諸君の等しく知る處の如くにして當日本居留地を指して未だ天津第一の居留地とは稱し難い之をして列國居留地の間に伍して遜色ならしむるは決して短日月の間には成し遂ぐるに能はず今後尙ほ一層の勤勉と努力を要する次第である日本居留地は主觀的に見ても客觀的に見ても立派なものと云はるも如き居留地を造るは偏に居留民諸氏の奮勵に依らざるを得ぬ其方法に就ての注文としては諸君に於て已に熟知せらるる所なれば別段申上る程の事も無い唯居留民會議員諸君子が尤も慎重に且つ奮勵して居留地發展に努力せん事を祈る本官は新任最初の民會に臨んで望む所は他になきも只遺憾に存する事は開會時間に至るも出席者少く殊に日本人の出席者少なきは居留民が本會に對して眞面目を欠く事を證明するものである偏に日本帝國の爲め重大なる任務を盡すべく居留民の自覺を願ふ次第なり之れを以て第七次通常民會議召集の辭と致します(拍手)

小貫議長 是れより本日の議事に入らん

○日程第一、民會議長選舉

小貫議長 是れより日程第一居留民會議長選舉を行ふ順序なるか例により選舉立會人を要するを以て其指名方を總領事に依頼致します

(4)

窪田總領事 居留民會議長選舉立會人として川村桃吾、原田俊三郎の兩君を指名すべし

小貫議長 投票を行ふに先ち一言諸君にお願ひあり昨年民會に於て圖らずも議長に當選し固く辭退致せし處故なく辭任するは惡例を將來に貽すものなりとの勸告を受け任じて就任致したる次第なるが熟慮みれば斯る重任は到底私しの堪ゆる能はざる處にして且つ銀行業務も非常に多忙を極め居る事故議長辭退の事情は昨年も述べし通り事情御諒察ありて無厭な投票は一票も御入れ下さらぬ様他に適任者を選舉せられんことを希望致します

小貫議長 投票に就て念の爲め一言せん投票は無記名にして委任を受けたる向は名刺に自己の外何名と記載せられたし尙ほ法人の代表者に對する投票法は例年の通りなり本年の代表者は昨年よりも多數に異動あれば充分御注意ありたし清水章三郎君 只今のお説に依れば小貫君は萬一當選するごも固く辭退すること事なるが若し當選したる者に於ては都合により辭任し得らるるものなるや

小貫議長 相當の理由あるに於ては辭任するを得べきものと思ふ

(川村桃吾君 原田俊三郎君立會)

小貫議長 投票済みたるを以て之れより開會致します

小貫議長 開會の結果投票者ご投票數ご合致せしを以て是より開票致します

(田中書記投票を讀み上げ黒澤書記之を點計す)

(5)

小貫議長 開票終りたるを以て是より其結果を報告致します尙は大貫氏と記載したるもの一票支那人を投票したるもの四票ありたるに付無効として除きます
投票總數八十九票(内無効五票有効八十四票)

内
四十七票 小貫慶治 十五票 森辨治郎 九票 長峯興一 七票 鈴木敬親
二票 松本茂 二票 福山義春 一票 大亦秀助 一票 中山秀一
小貫議長 小貫慶治當選せり(拍手)

小貫議長下壇
小貫慶治君 只今總投票の過半数を得たるに依り私が再び當選する事になりたるも只今申上げたる如く辭任致度き考なるも私から惡例を貽し且つ之れを破る事は好まじからざるに付謹んで就任致し奉り附ては前年同様充分の御同情を賜はり本議事をして無事經過し得る様御援助を願ひます(拍手)

●日程第二、明治四十五年、大正元年度民團歳入出決算
小貫議長 之れより日程第二に移ります質問のある方は速かに致されし
中戸川忠三君 私は議事の進行に就て一言質問致し本夕は見渡す處支那人の出席者非常に多く従つて日本語に通せざる者多數あると認む是等に對し議事の賛否に關する態度は如何にするや

(6)

長峯委員 當民團規則は民會には必ず日本語を使用せざるべからざる事になり居れり
左様御解釋を願ひたし
鈴木委員 只今の議題たる本案は御承知の通り民會より選出せる出納検査委員が三ヶ月毎に審査を遂げ夫れを會計主任より行政委員會に提出し行政委員會より更に特別委員として選はれたる西本、森の両君と本員とが専ら之が調査に當り全部査念せし處一錢一厘の違算無き事を認め斯く印刷したるものなれば何卒信頼して御承認あらん事を願ひます(賛成)

小貫議長 他に質問なきや
清水幸三郎君 中戸川君より質問せられたる如く日本語の判らぬ支那人が賛否何れにも起立せぬ時は如何にするや
小貫議長 日本語を使用する事になつて居る事は先刻長峯委員より説明せられたる如し
原田俊三郎君 日本語に通せぬ支那人は通譯を帶同し得る事に定めてあります
鈴木委員 原田君の只今の説は民會にては之れを許さず唯行政委員に選ばれたる支那人に對して之を行ふものなり而して中戸川君の如き議論をなさるゝに於ては議事録に残り當民會の態度を非難さるゝ恐れなしとせず余り此事を論議せざるを宜しからんと思ふ

原田俊三郎君 民會の議員は可否の數に入るべしと有るが斯る場合は如何にすべきや
西本委員 本規定は例の通り外務省より領事館を經更に領事館より館令として發布さ

(7)

れ居るもなれば日本語を本位としてある以上は不得止次第なり今日まで屢々斯る問題ありしも左して其害を認めず又斯る論議は成るべく議事録に載らぬ方宜しからんと思ふ

長峯委員 之は數年來の問題なるも今遂かに之れを解決するの必要なるべし新たに問題の發生したる場合に於て解決する事として議事の進行を願ひたし

小貫議長 本案に對する質問なきや(異議なし)
小貫議長 承認と認めて差支なきや(賛成)
小貫議長 夫れでは明治四十五年、大正元年度歳入出決算は御承認と致します

●日程第三、大正二年民團特別基金決算
小貫議長 之れより日程第三大正二年民團特別基金決算に移ります
小貫議長 質問なきや(異議なし)
小貫議長 異議なきにより御承認として差支なきや(賛成)
小貫議長 異議なきにより本案は承認と致します(賛成)

●日程第四、雜種課金條例中改正案
小貫議長 次は日程第四の案に移り第一讀會を開きます
長峯委員 簡單なる説明を致したし
小貫議長 只今一應本案を朗讀せしむべし
(田中書記朗讀)

(8)

民會 議案
雜種課金條例中改正案
一、第二條中飲食店二等の次へ「三等銀五十仙」の一項を加ふ

從來飲食店湯屋及理髮等の業を營むものは營業課金として負担年額最低銀四弗より全六弗の間に於て賦課せられたり然るに雜種課金條例改正の結果是等は悉く本條例内に編入せられ適當の課金を負担することを得たるも獨り飲食店業者は各倍額以上の課金を負担しつゝあるを以て稍公平を得たるものにあらずと認め茲に改正案を提出する所以なり

長峯委員 只今の朗讀に對し説明致します本案の主なる目的は新税を徵收するに非らずして此等の負担額を幾分輕減せしめん考ひなり要するに昨年營業課金として納入し來りし特種の營業を雜種課金として徵收することとなりたる内獨り飲食店のみは日稅一弗に止る月五十仙の一項を設けざりし爲め水屋、しるこ屋等の如き下級飲食店は稍其負担に堪へざるの傾向あるを以て改正致したる次第なり

小貫議長 質問なきや(異議なし)
鈴木委員 本案は簡單なれば議事の進行上第二第三讀會を省略して直ちに可決せられん事を希望す(賛成)

小貫議長 他に異議なきや(異議なし)
小貫議長 本案は異議なきと認め議案を省略し可決確定と致します

●日程第五、諸車鑑札料條例中改正案
小貫議長 日程第五諸車鑑札料條例中改正案に移ります
小貫議長 本案も書記に朗讀させます
(田中書記朗讀)

民會議案

諸車鑑札料條例中改正案

諸車鑑札料條例中左の通り改正す

一、第三條中營業馬車「同洋銀十二弗」を「一ヶ月洋銀一弗」と改む

説明

諸車鑑札料條例中鑑札料の年額及月額に區別しあるは前者は自家用にして一租界の鑑札を受領せは其通過協約成立したる租界を自由に通行し得らるるもの後者は否らず性質上營利の目的なるを以て通行すべき各租界の鑑札を受けざるべからず本條例に定むる營業馬車の如きは是後者に屬すべきものなれば年額を前納せしむることは負擔者の地ゆる能はざるの嫌あり殊に他租界に在りても亦月額として納入せしめざるを以て之れを改正するの至當なるを認めたるに因る
長峯委員 只今の朗讀により説明を要せざると思ふ要するに營業馬車も年額なる故

へ多數の車輛を所有する者に於ては其の負担容易ならず依て月税と改め納期を區分するは一時に多額の税金を上納する苦痛を免れ納税者の便利とする處なり
鈴木委員 昨年年税と決議したるも月税の方は負担者に取りて便宜を得ること信じ斯く改正したるものなれば是れも第二第三議會を省略して可決せられん事を望みます(異議なし)

小貫議長 他に異議なきと認め本案も議案を省略して可決確定と致します

●日程第六、榮街開修工費特別會計條例案

●日程第七、榮街開修工費特別會計條例案

小貫議長 日程第六榮街開修工費特別會計條例案に移ります

小貫議長 只今本案を書記に朗讀致させます
(田中書記朗讀)

民會議案

榮街開修工費特別會計條例案

第一條、榮街開修工事(福島街、榮街角より支那街に至る延長三十間幅五間)は特別會計とし大正三年度より起す

第二條、開修工費は一時民間準備基金より繰替支出し漸次地方地主より徴收し準備基金へ回収す但道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少又は免除することを得

第三條、工費の徴收は大正四年度より起り同八年度に至る五ヶ年間に毎年總工費の五分の一とす

第四條、工費徴收期、工費負担區域及其標準等に關しては諸街開修工費特別會計規則の規定を準用す

長峯委員 之は只今朗讀の通り榮街開修工費特別會計條例に關する案で即ち其道路は榮街大和公園角より支那街道路に接續するものにして最初支那官廳より總領事館を経て當民間に照會し來りたるものなり民間に於ても數年前より租界發展上其利益を認め既に計畫する處ありしに這回先方より交渉し來りたるを以て諸街開修工費特別會計規則の規定に依つて本案を提出したるものなり而して之は支那官廳に於て開修せざれば當方に於ても起工せざる考にして目下領事館の手を経て交渉中であります
清水幸三郎君 本道路は本年度に開修する必要なきものと認むるを以て本案の費用は他の方面の事業へ轉換せられたし夫れは此の道路よりも尙ほ他に取急すべき必要工事あると思ふ

西本委員 此道路は支那官憲より領事館を経て三不管と日本租界との間即ち三十間の道路を開き與れとの交渉ありしも此際本員は此工事は些か早計の嫌ひある如く認めたりしも支那側との聯絡上不得止る事と考へ計上するに至りたる次第なり尤も支那側より工事に着手せば當方も直ちに之れに應ずると云ふ覺悟なれば即ち之を準既定の經常費として承認あらん事を希望す

清水幸三郎君 西本君の説に依れば支那側は未だ其開修に就ては歩を進め居らざる模様なるが僅々三十間位ひの道路開修費ならば明年度の豫算に組入れて差間ぬからんと思ふ
中戸川忠三君 私は本案に大賛成を表するものなり三不管に通ずる道路は極めて必要と認め殊に僅々三十間の道路なれば寧ろ當方より道を開いて支那側を誘導せん事を希望す

長峯委員 清水君の説は支那側より進んで來らざれば宜しからんと事なるか支那側より開修せざれば當然廢案となる事を一言述べて置きます

中戸川忠三君 私に前にも述べし如く當方より進んで着手する方針を取られん事を願ひます

小貫議長 清水君は廢案を希望するの意なるや

清水幸三郎君 左様です

小貫議長 然らば之れより本案及び廢案の二説に付き賛否を採ります

小貫議長 清水君の廢案説に賛成の諸君は起立を願ひます(少數)

小貫議長 賛成者少數と認め即ち清水君の廢案説は消滅致しました

小貫議長 本案に賛成の諸君は起立を願ひます(多數)

小貫議長 原案賛成者多數と認めますから引續き議事に入ります

(13)

鈴木委員 本案は先の二案より重大なるを以て特別審査委員に附託し次の案と同一に審査會に附議せられん事を希望す(賛成)

松村利男君 特別委員附託に賛成致します

中戸川忠三君 本案の第二條にある地方地主とは何を意味するものなるや

長峰委員 地方地主の範圍は行政委員會に於て決定する積りなり

西本委員 本案も便宜上讀會を省略しては如何

小貫議長 其前に一寸注意致します第七案も之に關聯する議案なれば此の六七兩案一括して議題と致したし(賛成)

清水幸三郎君 只今第六案の一讀會は通過した様であります支那側から工事に取り掛らざれば廢案となる云ふので本員も多少安心した譯であります依て本案第三條の工費徵收は大正四年度よりあるを工事竣工後に改めたいのであります

小貫議長 其れは二讀會に於て願ひます

清水幸三郎君 只今は二讀會ではありませんか

小貫議長 未だ二讀會を開きません

小貫議長 次は第七案築街開修工費特別會計歳入出豫算案に就て質問なきや(異議なし)

小貫議長 質問無きにより第一讀會通過と認めます(賛成)

小貫議長 其れでは日程第六の築街開修工費特別會計條例案と日程第七の築街開修工費特別會計歳入出豫算案を一括して第二讀會に移ります

(14)

鈴木委員 日程第六案は一讀會に於て清水幸三郎君を除き満場大多數を以て通過せり議事規則によれば第三讀會は二讀會の翌日若しくは其以後に開く事になり居るも重大なる問題にも非らば本夕讀會を省略して可決確定し直ちに日程第七案の二讀會を開かれんことを希望す

小貫議長 鈴木君の説に異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきにより日程第六築街開修工費特別會計條例案は讀會を省略して可決確定と致します

小貫議長 夫れでは日程第七案の第二讀會を開きます異議なきや(異議なし)

清水幸三郎君 第六案の工事は竣工未定なれば第三條の大正四年度より云々であるを工事竣工後より改めたい

小貫議長 日程第六案は既に全部可決確定致しました

小貫議長 只今は日程第七案築街開修工費特別會計歳入出豫算案の第二讀會であります

原田俊三郎君 是の第七案は次きの第八、第九の二案と共に豫算に關する案件なるを以て事重大なれば總豫算の審査委員選舉さるゝ事故之等の同一委員に附託して慎重に協議を繼ぐ以て居留民一般の満足を買はん事を願ひます(賛成)

小貫議長 只今原田君の述べられたる如く本案も總豫算の審査委員に附託する事に異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきと認め本案は總豫算審査委員に附託する事に致します

(15)

長峰委員 第八案及第九案は第七案に似て居りますから前同様の手續きを願ひます

●日程第八、新開道修工費特別會計條例案

小貫議長 次は日程第八新開道修工費特別會計條例案に移ります

小貫議長 本案は只今書記をして朗讀せしむべし

(田中書記朗讀)

民會議案

新開道修工費特別會計條例案

第一條 新開道修工事(旭街より壽街を経て山口街に至る延長百二十一間、幅五間)は特別會計とし大正三年度より起工し同四年度に竣工の豫定とす

第二條 開修工費は一時民間剩餘金より支出し漸次地方地主より徵收し剩餘金へ回收す但道路敷地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負擔額を減少又は免除することを得

第三條 工費の徵收は大正五年度より起り同十四年度に至る十ヶ年間に毎年總工費の十分の一とす

第四條 工費徵收期、工費負擔區域及其標準等に關しては壽街開修工費特別會計規則の規定を準用す

附則

本條例は行政委員會より總領事に具申し既定條約に照らし支那當該官憲に知照し其決定を俟つて實施す

(16)

藤田委員 此の開修道路は成べく本年中に開通させ度き考なりしも豫算の關係上本年度は單に土地の一部を買収し來年度に於て残りの分を整理して道路を築造し即ち二ヶ年の繼續事業として施行する事とせり其新道は旭街九二藥房の向ふ角より新壽街を横斷して開口を過ぎ山口街に通ずる道路であります

富成委員 四十一年に壽街の改修道路を行ふ時より本工事の着手を期待せり四十三年度にも本案を提出して迷惑を掛けたる事あり之が爲め其附近の家屋は現に崩壊し乍ら警察署より其修築を許されず大に困難を感じ居る者多數なれば何卒本案に御賛成ありたい

清水幸三郎君 賛成なるも前きの第六案では第三條に於て五ヶ年十分の一と定め本案は十ヶ年十分の一とあり之は如何なる算出法なるや

長峯委員 金額の關係上であります

清水幸三郎君 五ヶ年十分の一と十ヶ年十分の一にて矛盾を感せざるや

長峰委員 前案の十分の一とあるは活字の誤植で十分の二であります

松本茂君 十分の二であるならば五分の一としては如何(賛成)

長峯委員 五分の一と改めませう

小貫議長 日程第六案の第三條中の十分の一を五分の一と訂正する事に決定致します

長峯委員 前に本員が金額の關係であると云ふ説は更めて取消致します

鈴木委員 長峯君が前に提議されたる如く本案は讀會を省略可決し直ちに第九案を原

(18)

藤田委員 清水君の意見は一應最の機なるも御承知の如く其地方は警察署より八ヶ間敷訓達して家屋の建設は勿論小修繕も厳禁しある有様なれば彼等も其開修實施の早からん事を希望しつゝあるやに聞きたるを以て今清水君の案じられる如く左程困難にては莫からんかと思ひます

中戸川忠三君 私は委員附託に賛成致します

小貫議長 本案も第七案同一の委員に附託する事に異議なきや(異議無し)

小貫議長 異議なきと認め前同一の委員に附託する事に決定致します

●日程第十、大正三年度民團入出總豫算案

松村利男君 何れ本案に對しては長い高説もある事と信するを以て本日は之にて散會し明日改めて開會致しては如何

長峯委員 本日本案の第一議案を開き豫算の説明致したし

松本茂君 私は説明を承りたし(賛成)

清水幸三郎君 私は頗る記憶の薄い男でありますから成る可くならざれば議する前に説明を承り度きを以て本日は之れにて散會せられん事を希望致します

松本茂君 私は頗る記憶の好い方ですから是非本日は説明を伺ひたし

小貫議長 本日説明を聞く方に賛成者はありますや(賛成)

小貫議長 賛成者多數と認めますから本案の一議案を開きます

長峯委員 然らば豫算の大体を説明します従來當民團の豫算は年來の經驗に依り極め

(17)

・田氏の前に従ひ委員附託に願ひます

清水幸三郎君 現今居留地の地價も非常に昇騰せしやに聞く然るに前年度と同じく土地買収費を一坪十五弗に見積りあるも果して此の價格にて買収し得る見込あるや

藤田委員 十五弗と定めたるは固より成算のある事にて且つ是等は公共的のものなれば反對者も無からんと思ひ仮りに反對者ありたる時は土地收用法に準じて買収するの考なり

小貫議長 他に質問なきや

小貫議長 鈴木君の省署説に異議なきや(賛成)

小貫議長 異議なきと認め本案は議會を省署し可決確定と致します

●日程第九、新道開修工費特別會計歳入出豫算案

小貫議長 日程第九案に移ります本案も原田君より委員附託に致したき動議あり諸君異議なきや

清水幸三郎君 私か前に土地買収に關し述べたるは現に地價が昇騰しあるが故なり

西本委員 買収法の價格は十五弗にて行ふ豫想にて立案したるものなりしが若し實行し能はざるごとく之を引上げるは今後に於て頗る面白からざる結果を見る事に至る事をも考へざるべからず

清水幸三郎君 十五弗の豫算は西本君の説によれば甚だ宜しき様なるも其れが爲め全家を失ふ如き居留民の願はれて之に應ぜざる事あらば到底實行し得ざる事と信す

(20)

なり尙ほ説明の足らざる處は各委員より夫々申述べらるゝ積りであります

鈴木委員 只今長峯委員の説明ありたるも尙ほ本員は茲に教育費に關し些か説明を加へて之を補はんと思ひます即ち教育費中の補助に於て從來共立學堂に向け千八百六十弗の補助を爲したる處本年度より更に増額を願出たるを以て調査の結果該學堂關係者の要求せる増額は事情止むを得ざるものと認め且つ該學堂の存立を認め居る以上は其請願を容るゝ事に決定せり原來請願の意志は三千弗の要求なりしを経費多端の折柄なるを以て月額二百弗とし年額二千四百弗を補助する事に決定したる次第なり

小貫議長 他に質問なきや

松村利男君 本日は委員の説明のみを拜聴し質問は明日に致す事になり居らざるや

長峯委員 本日も質問をする事に決定して居るのであります

小貫議長 從來の慣例によれば豫算案を審査委員に附託せし以上は該委員の説を尊重せざるべからざることとなり居れるを以て成る可く本日中午に質問を願ひたし

中戸川忠三君 料理店の課金は支那人にも賦課しあるや又負擔者中支那人は何名あるや

黒澤書記 當租界内に店舗を有せる營業者は日支人を論せず各一律に課賦しあり其等

清水幸三郎君 日本人の料理店で一等課金の負擔者は誰々なるや

黒澤書記 神戸館、敷島、丸政の三名なり

(19)

・實際に近きものを取りて編制し來りたるものにして殊に本年度は尙ほ一層綿密なる調査を遂げ從來の方針に背かざらん事を期せり我民團は發展の氣運に向ひ居るを以て其程度に従つて經營す可き事業多く殊に本年度に至りては更に其感を深くせし次第なりしも夫々緩急の度を計り必要と認むるもののみを計上致したるも歳計は豫算案に示されたる如く尙ほ二万弗に近き膨脹を示したるも新進の土地柄不得止るものと考へたる次第なり各項に涉りて詳細なる説明は各委員より致さる事と思ふか先づ歳入に於て民團課金が約六千弗の増額したるは之れ負擔者の増加と一面稅率の改正に伴ふ自然の結果にて第二款の雜種課金増額も之れ同一にして第三款使用料手数料に至りては是れ亦六千弗以上の増額したるは行商稅の施行されたる爲め即ち前年度の豫算に三百八十四弗の少額を計上したる處實行の結果約五千弗に近き收入を見るに至りたるを以て本年度に於て其の收入額を計上したるものなり尙臨時部に於て五千弗の増額は前年度の見越利餘金を繰越したるものにして臨時歳出の團債利子及小學校敷地等の費用に充用する目的なり

歳出の方にては第一款に於て俸給の増加せるは臨時雇員の俸給或は吏員の増俸を見込みたり警備費の増額は巡捕の増加に伴ふ結果にて是等は土地發展の趨勢として見るべきものと思ふ尙臨時部に於ける増額は道路の築造並に學校敷地の埋立及び團債利子の支拂なり又第三款の補助費は前年度迄は經常部所要の各款に計上しありしも元來補助なるものは臨時部に屬すべきものなるを以て本年度より分筆したる次第なり

清水幸三郎君 其等級の標準は如何にして定めたるや

黒澤書記 其は營業の狀態及其他の方法によりて決定せり
清水幸三郎君 雜種課金の附加に就ては私も些か研究せし所あり殊に料理店には或る
深い關係上其内情を知悉せり九政は如何にも外見上一等料理店に入る可きものなら
んも其の内情に至りては他に比較して頗る劣つて居るやうな有様ですが……

長峯委員 清水君の只今の説は税金等級査定上の問題と思ひますから此は行政委員へ
委任事項でもありやすれば他の時に於て質問を願ひます

松村利男君 歳入に於ける第一款第二項の取得課金は其率前年に比べて増加せるに拘
らず僅々千四百餘位の増加になり居るは如何なる理由なるや

長峯委員 取得課金は其の負担者少く且つ支那人に對しては各種の干渉事情に依り日
支人同率に増税の不可なる理由ありしを以て本年度は増額せず從來の課金率を標準
として取得高を改めたるに過ぎざるを以て多額の増額を得ざりし次第なり

松村利男君 支那人の取得高を改正せざりしとは如何
長峯委員 税率の改正は公平を保つ爲めにして殊更歳入増加を目的としたものではあり
ません

松村利男君 歳入の項目を見るに大概の項目を列記しあるも獨り不動産に對する課金
の計上しあらざるは如何又之等のものに對しては如何なる方針を取らるゝ考なるや
長峯委員 行政委員會にては何等決定せざるも將來は必ず徴收すべき希望であります

(22)

松村利男君 若し將來に於て徴收する事となる時は天津居留民の多くは借家住ひを希
望して土地家屋を所有する者なき有様とならん然らば或る一部の所有者に課金を
場合其課金は間接に吾人借家住ひの者の頭上に来るべきは想像に難からざる次第な
りと信ずるか其時に於ける税目の増減は如何なり行くや

長峯委員 松村君の説は克く了解せり然し未だ其れまでには決定せず若し土地家屋に
賦課する以上は他を改正すべしとの説も或は出てん殊に鈴木君の如きは松村君同様
の意見を抱持し居らるゝやに聞いて居ります

松村利男君 歳出の第一款第十一項に留直料として百八十餘弗を計上しあり目下の吏
員各交代にて宿直して居らるゝも將來新築の場所に移轉して必要あるや
長峯委員 移轉すれば規模も現在より以上になりますから尙更必要の事と思ひ
ます

松村利男君 同第二款の民會書記手當は豫算にて不足なきや
長峯委員 足りるのであります

清水幸三郎君 菜市場の料金が前年度より増加したるは如何なる理由なるや
黒澤書記 市場の戸数は二十戸ありて現在にては全部築りて居ります即ち昨年より借
家人の増加したる爲めなり

清水幸三郎君 家屋以外の中央の場所を貸さるゝ方針なるや
黒澤書記 現在にては中庭の租借者なき爲め豫算に計上せず萬一借用人のありたる

(21)

。きは其料金は大正三年度決算書に記載致します

中戸川忠三君 歳出臨時部第一款第二項に小學校建築敷地埋立費三千餘弗とあります
が小學校は建築する事に決定せしや

鈴木委員 就學兒童の増加は目下の校舍にては狹隘を告げ収容し能はざるを以て再三
再四調査を遂げた結果現在の場所に増築すべきものとして設計致したるも増築の
工費意外に多額を要するのみならず殊に現在の校舍の瓦は不完全にして且つ危険な
れば近き將來是非も改築せざる可らずとの事に増築並に改造に要する總經費を
見積せしに約三萬弗近くに達すると今一つは現在の場所が道路の豫定地に當り増築
すれば校庭を失ふ事となり到底良策なき爲め種々審議の末外務省より借用せる土地
に移轉する事とし既に吏員宿舍地として埋立たる土地を利用する事に決定せる次第
なれば何卒本案に賛成を願ひたし尙を原案確定せば直ちに實施する積りて之れが實
行方法は行政委員に委任して貰ひ度いものであります

松村利男君 臨時部補助費は鈴木委員の説明に依り了解せしも幼稚園の補助費が四百
弗に削減せられたるは聊々日本人に對し恩惠を薄くする嫌ひあれば宜敷幼稚園の爲
めにも努力あらん事を希望致します

鈴木委員 幼稚園の補助費は何年間と定つて居りますから其期限の満了したるとき更
に園主より請願もある事と思ふにより何れ相當の方法を講ずる考へであります
松村利男君 私に茲に最も熱心に最も眞面目に質問する事があります其れは洋委に課

(24)

税する事て這の洋委なる者は頗る収入のあるものゝ如く中には月三百弗以上を得る
者もあるやに聞く其が爲め或る方面に使用されある女等は之に轉業する者非常に多
數あるこの事でありますから何ぞか此等にも適當の税金を賦課する方法を講せられ
ん事を希望致します

西本委員 松村君の説に對し財務委員として答へん行政委員會には未だ斯る説は出て
居りません
松本茂君 歳出經常部第一款事務所費第一項に理事一名云々とあるか本年は理事を置
く積りなるや若し任用するにせは餘り俸給額少なき嫌ひなきや

長峯委員 之は行政委員會の議題となりまして本年も茲に計上したのであります
松本茂君 一ヶ年分の俸給としては余り少額なりと思ふ一ヶ月百四十弗位では立派な
理事は得難き事と思ひます

小貫議長 松本茂君の御意見は二議會に於て致されたし
清水幸三郎君 歳出に計上される土木其他の外に建築もある等なるに建築技師の必
要なきや

長峯委員 必要ありと認め歳出の部に計上してあります
清水幸三郎君 目下租界局にて爲しつゝある工事の如き僅か一人の技手にて監督を行
ふ事を得るや

長峯委員 今日まで何等差問題なかりし又行政委員特別委員等の中よりも屢々出張して

(23)

(26)

(25)

監督しつゝあれば民團の方には充分ならんと思ひます
清水幸三郎君 目下の如き建築工事は充分なる研究を要せざるべからず然も十方内
外を要する工事の監督を僅か一名の技手に委して宜敷きものなるや且つ特別委員諸
君の監督あると雖も該委員等は果して工事監督の能力あるや私は疑問を致して居る
次第であります
長峰委員 斯る議論は二讀會に於て致されん事を望みます
清水幸三郎君 開口の家屋は借入期限の定めあるや
黒澤書記 別に期限を定めざるも民團に於て必要と認めたる時は直に明渡す事にな
りて居ります
松村利男君 時間も遅いやうですから本日は之れにて散會を願ひます
原田俊三郎君 私は本總豫算案を審査委員附託に願ひます其の委員は十名とし議長よ
り指名あらん事を願ひます
松村利男君 本案に就ては種々なる意見もある事と信する以て討論に附して後審査委
員へ附託あらん事を希望します殊に審査委員に附託したる以上は其意見を尊重せね
ばならぬとの御意見もある事なれば尙更の事と思ひます
森委員 慣例によれば尊重すると云ふ事でありましたが二讀會で充分出来るのでありま
す
小貫議長 松村君の説に賛成の方は起立を願ひます
小貫議長 制規の賛成者がありますから松村君の動議は成立せしにより之れより採
致します
長峰委員 松村君の説によると本夜は質問止めて散會し明晩を討論會と致す様な意見
なるも従來の慣例を記憶せられん事を願ひます
松村利男君 只今の動議は取消し致します
小貫議長 討論は委員附託後に於ても出来ずから一言注意して致します
小貫議長 原田俊三郎君の委員附託説に賛成の方は起立を願ひます(起立多数)
小貫議長 賛成者多数と認めますから本案は委員附託と致します
清水幸三郎君 格別討論すべき點があるやうにも見えず又夜も深更したるのみならず
殊に清水幸三郎君等の議論は脱線許りにて要領を得ず議事の進行上非常な障害とな
るやうですが速かに委員を指名せられて附託せられん事を希望致します
長峰委員 先刻傍聴席の方より罵言が起つたやうでありますが議長の取締りを願ひま
す
小貫議長 罵言を弄した人は歸つたやうであります
原田俊三郎君 先に審査委員を十名と述べましたが其れを取消して新に五名と訂正致
します
小貫議長 原田君の只今の修正説に對する異議なきや(異議なし)
小貫議長 然らば前の第七案榮街開修工費特別會計歳入出豫算案及第九案新道開修工

(28)

(27)

費特別會計歳入出豫算の二件は本案と共に豫算審査委員に附する事とし其委員は
原田俊三郎君 神谷佐兵衛君 岡村繁蔵君 中戸川忠三君 大亦秀助君
以上五名を指名致します(拍手)
小貫議長 原田君の總豫算案を審査委員に附託するとの説は大正三年度民團歳入出總
豫算追加案も含んで居るのですか
原田俊三郎君 勿論です
小貫議長 今晩は豫定の議案を議せしを以て是れにて散會致します尙ほ審査委員會は
明廿四日午後一時より租界局に於て開會し全午後七時より引續き民會を開會致しま
す(拍手)
時午後十二時
第一一回 三月廿四日 會場 日本俱樂部
議事日程
第一、榮街開修工費特別會計歳入出豫算案(第一讀會續)
第二、新道開修工費特別會計歳入出豫算案(第一讀會續)
第三、大正三年度民團歳入出總豫算案(第一讀會續)
第四、行政委員并に豫備行政委員選舉
第五、民團出納検査委員選舉
第六、謝意表彰決議案
◎日程第一、榮街開修工費特別會計歳入出豫算案
午後九時廿五分開會、議員の出席若くは代表せらるる者八十名
小貫議長 議員の出席者定數に達せるを以て之より開會致します前同審査委員附託と
なりし榮街開修工費特別會計歳入出豫算案を只今審査委員長より審査したる結果を
報告せらるるに付き謹聴を願ひます
原田俊三郎君 昨日の本會に於て吾々五名は審査委員に指名されました本日午後一
時より租界局に於て審査會を開き最も慎重に審査したる結果榮街を支那街に接續せ
しむる事は最も緊要なるものと認め先づ土地の繁榮を期せんとせば必ずや交通の整
理を計るに若かずとなし殊に本案の如き支那官憲より持ち掛けられ而も支那街繁華
の中樞と目せられ居る三不審と接續するものにしてそれが僅かに三十間計りの道路
を開修して今後莫大なる利益を得るものなれば審査委員に於ては大賛成を以て本案
を採用せし次第なれば議員諸君もこの意味に於て本案に賛成あらん事を希望致しま
す
小貫議長 質問あれば速かに致されたし
清水幸三郎君 日程を進むる前に私は本議案以外の件に就て質問を致し度し
長峰委員 動議を起し定數議員の賛成を得て議題と致されたし
清水幸三郎君 然らば議員諸君の賛成を求めます

(30)

長峰委員 私は已に日程に導入つたものと認めます
清水幸三郎君 私は日程に導入つたものと認めます
原田俊三郎君 私は審査委員長とし日程に導入つたものと認めて審査の報告を致した
のでありますから議長に注意致します
小貫議長 清水幸三郎君の動議に賛成は無いやうですから機を見て提出せられては如何
清水幸三郎君 其れでは本案に就て質問致します私は只今審査委員の報告の如く僅かに
三十間の道路の開修工事は急に行ふ必要なしと思ふ此の工事より向を他に爲すべ
き租界の仕事は多々あるものであります行政委員に於ては道路の開通に關する租界第
二期の經營に對し如何なる方針の下に計畫を立てつゝあるや
長峯委員 清水幸三郎君は僅か三十間の道路と云はるゝもこの道路は審査報告にもあ
る如く多大の利益を得る以上は無論賛成ならんと思ふ
清水幸三郎君 賛成は致しませぬ私は租界第二期の全部に關する經營の方針を尋ねる
のであります
長峰委員 將來の經營に就ては何等確定したる方針なし
清水幸三郎君 將來の方針もなき行政委員の計畫たる本道の開修は断然認むる事能は
す而して這に注意すべきは只日本租界のみが從來の經營方針を以て開修するなら
は大なる間違にして支那街にては昨今土地を非常に高く盛り上げ二三尺より高き所
は五六尺にも及ぼんとする位ひてあれば其邊の調査も充分研究あらん事を希望致し
ます
小貫議長 他に質問なきや
岡村繁藏君 異議なし
小貫議長 清水幸三郎君の反對説に賛成なきや
清水幸三郎君 從來當租界には數多の道路を設計せられ殊に昨年の如き設計以外に多
くの道路を開修せられたり要するに目下赤山技手の設計せし如き道路に對し無益な
費用を使ふ必要ならんと思ひます
小貫議長 格別質問も無い様ですから本案を二讀會に移しては如何
岡村繁藏君 賛成
小貫議長 それでは二讀會に移ります
小貫議長 遂條審議を行ふ等なるも簡單なる議案なれば全部議題と致しては如何
(賛成異議なし)
小貫議長 異議なきと認め本案全部を議題と致します
小貫議長 諸君に於て御意見あらは速に致されし
清水幸三郎君 榮街の開通に就て豫算委員の審査せられたる結果其利益は何程なるや
只た單に多大のみにては不十分と思ひます
原田審査委員長 通行の有様其他の状況より察したるものにして未來に屢する適確な

(29)

る豫言は神ならぬ身に取つて出来難い事であります然し旭街の模様及佛租界が目今
支那街と接近しゆく状況より推して榮街の開修は舊街より以上のものと信じて疑
はない所であります
清水幸三郎君 支那街其他に通する日本租界の道路は已に確定しあるものと如くに聞
けり芙蓉街等も其一にして最も支那街の方よりも已に設計しつゝあるのだから宜
しい様なもの榮街に至つては僅かに三不管の裏町に通するに過ぎざるものならん
や
橋村利男君 清水幸三郎君の議論は一向要領を得ず反對なるや或は賛成なるや要する
に本道は餘り大した必要なきを以て先きに芙蓉街道路を開通せよと云ふのですか然
し本道路は支那官憲よりの交渉に基いて開修を行ふ事に決議したる事にて其將來
の案に對しては知る所なきも支那官憲よりの交渉とある以上之に應じて宜敷かるべ
く且つ審査委員も之を認めたるものなれば原案に賛成しては如何
清水幸三郎君 私の意見は要領を得ざるか知れざるも只だ單に本年度に於て之れを行
はす一時之を繰延べよと云ふのであります即ち先に述べたる如く支那街の方にては
土地を二三尺乃至五六尺も高くしてありますから充分其邊の研究を爲したる上施行
せられん事を希望するのみにして是の費用を他の下水道等に振り向けては如何と云
ふのであります
小貫議長 本案全部に關する討論の様でありますかそれは三讀會に於て致されたし

(32)

鈴木委員 私は行政委員ですか議事の進行を計るの自家の計畫の進行を計るやうな
もので甚だ心苦しき次第なるも清水幸三郎君の説は同一なる事を已に五六回も繰返
されてあります議事に關しては少くも二度以上同じ事を繰返す事が出来ぬのが原則
であります清水幸三郎君に於ても其邊に克く注意あらん事を乞ひます又一般の議
員諸君に對して述べますが十名の行政委員と五名の審査委員にて慎重協議したる本
案なれば吾々より率先して賛否を表する事は不可能なれば委員以外の議員諸君より
賛否を表せられん事を希望致します
小貫議長 他に異議なきや(異議なし)
小貫議長 其れでは二讀會を終ります
小貫議長 續いて三讀會を開くに異議なきや(異議なし讀會省界と云ふ者あり)
小貫議長 讀會省界の説に異議なきや(異議なし)
小貫議長 然らば本案は讀會省界可決確定と致します
●日程第二、新道開修工費特別會計歳入出豫算
小貫議長 次は日程第二案の二讀會に移ります
小貫議長 只今審査委員長より審査の結果を報告致します
原田審査委員長 本案は前案同様綿密なる調査を遂げたる結果緊急問題として交通の
整理上其必要を認めためたのであります就中本案の如きは數年來の問題でありました
が何分租界の經濟は不十分なる爲め今日まで延引したのであります本道路と云ふは

(31)

清水幸三郎君 支那街其他に通する日本租界の道路は已に確定しあるものと如くに聞
けり芙蓉街等も其一にして最も支那街の方よりも已に設計しつゝあるのだから宜
しい様なもの榮街に至つては僅かに三不管の裏町に通するに過ぎざるものならん
や
橋村利男君 清水幸三郎君の議論は一向要領を得ず反對なるや或は賛成なるや要する
に本道は餘り大した必要なきを以て先きに芙蓉街道路を開通せよと云ふのですか然
し本道路は支那官憲よりの交渉に基いて開修を行ふ事に決議したる事にて其將來
の案に對しては知る所なきも支那官憲よりの交渉とある以上之に應じて宜敷かるべ
く且つ審査委員も之を認めたるものなれば原案に賛成しては如何
清水幸三郎君 私の意見は要領を得ざるか知れざるも只だ單に本年度に於て之れを行
はす一時之を繰延べよと云ふのであります即ち先に述べたる如く支那街の方にては
土地を二三尺乃至五六尺も高くしてありますから充分其邊の研究を爲したる上施行
せられん事を希望するのみにして是の費用を他の下水道等に振り向けては如何と云
ふのであります
小貫議長 本案全部に關する討論の様でありますかそれは三讀會に於て致されたし

(34)

(33)

●日程第三、大正三年度民團歳入出豫算案

小貫議長 次きは日程第三案に移ります

小貫議長 本案に附ても審査委員より報告がありますから御開取りを願ひます

原田審査委員長 本案は本民會議案中最も重大なる問題でありまして吾々審査委員に於ても議員諸君の附託に背かぬやう慎重なる態度を以て充分の審査を行ひましたが賢明にして手腕ある行政委員諸君が加ふるに多年の経験を以て編制せられた豫算案でありますから些の缺點をも發見せず大に感服した次第であります今茲に審査したる結果の報告書を朗讀致します

榮街開修工費特別會計歳入出豫算案外三案審査報告書

榮街開修工費特別會計歳入出豫算案、新道開修工費特別會計歳入出豫算案、大正三年度民團歳入出豫算案、同追加案は三月廿四日午後二時より租界局に於て審査委員開會せり行政委員列席の上慎重なる審査を遂げたる結果榮街及新道開修工費特別會計歳入出豫算の二案は原案の通り可決し大正三年度民團歳入出豫算案中歳入經常部第三款使用料手数料中の大車鑑札を租界内の要所に於て支那人間に賣買せらるゝ形跡あるを以て今後取締方を嚴重にするると同時に出來待べくんは車体に番號を附し毎月鑑札下附の際車体を検査し以て是等弊害を除かるゝ様新行政委員に研究方を希望し又行商人中空視買を支那人某の獨占業となり居る様聞けり依て是等も種々の弊害からざれば一般に該業希望者に許可せんことを希望し

旭街九二番角横町より新壽街に出で開口を縦貫し更に山口街へ出たもの事ありましが本年度の經濟にて全部の起工を始める事はさるを以て只だ單に土地の買收を行ふにのみして遺憾なから來年度より工事を起す事に決定せし旨行政委員より説明を聞き榮街同様熱誠を以て本案に賛成した次第であります

清水幸三郎君 原田審査委員長の説明の通り旭街より新壽街に出で開口を貫いて山口街に出るものとすれば本道路の開修費中の土地買收費が坪十五弗にて計上しあるも果して此の價額にて買上げ得る見込あるや

原田審査委員長 只今清水幸三郎君の述べられたる説は本日の審査委員にも議論あり種々研究致したるか從來十五弗にて買上たるものを本道路のみ其れ以上の買方を爲す事は將來面白からざる禍を貽すべきものにして現在の價格は或は高率なるやも知れざるも本道路に沿ふて居住する人々も之が公共的の事業なる以上は固より賛成を表する事と信し若し不可能の場合に立至らば行政委員の苦心に信頼して行ふ事に取極めあるを以て今茲に現に計上し得ざる事情ある故拾五弗と致したのであります

小貫議長 他に質問なきや(異議なし)

小貫議長 然らば前案同様一括して議題となし第二讀會を開きます(賛成)讀會省署と云ふ者あり

小貫議長 他に御異議なきや(異議なし)

小貫議長 本案も讀會を省署して可決確定と致します

(36)

(35)

次で歳入經常部全部は原案の通り可決し歳入臨時部に至ては第一款前年度繰越金中に臨時歳出追加案の七千五百弗と外に一千〇八十弗を増加し計一万三千五百八十弗と修正し歳出經常部第一款の事務所費俸給及手當中理事俸給及旅費に千八百弗を増加し計九万二千四百二十四弗と修正し歳出臨時部第一款土木費中第二項小學校建築敷地立費とあるを小學校建築敷地立費と訂正し更に歳出追加案として第五款民團事務所公會堂設備費の一項を設けて七千五百弗を計上し臨時部の計銀を二万五千六百六十一弗九十八仙と修正せり其他は原案の通り可決致候間此段及報告候也

大正三年三月二十四日 審査委員長 原田俊三郎

之の報告書に依つて見れば大体に於て少しく變つたのであります委細の事は逐條審議に於て説明する事と爲し大体の審査報告は之で止める事と致します

小貫議長 質問なきや(二讀會に移すべしと云ふ者あり)

小貫議長 本案の第二讀會を開くに異議なきや(異議なし)

小貫議長 之れより二讀會を開きますから御質問を致されたし

小貫議長 遂條審議なるも便宜上毎毎に議する事と致して差支なきや(賛成)

原田審査委員長 歳入經常部第一款居留民團課金に就ては審査委員より行政委員に質問せしに第一項取得課金は吾々初め諸君に於ても大に痛痒を感じ居られる事で本年度より實に多額の課金を納むる事となりました然し行政委員より種々なる説明によつて了解せり要するに課金負担の權衡を保つと且つ租界の發展に伴ひ經濟の膨張し従つて其經費を得ることの目的であります審査委員に於ても租界發展の爲め膨張し又止むを得ざる所なりと認めたる次第なり

松本君 原田審査委員長の説明は了解せり然して租界の發展と經濟の膨張に連れ云々ありましたが凡う一國でも一縣でも一年を経るに從つて經濟の膨張し來るは當然にして之は否か能はざる所なり左れば本年度は本項目の如き課金を増加して其補足を充たし得たりとするも若し來年度に於て更に經費の増加する事あらは勢ひ又他の財源を求むるの必要起る事と思ふされは其目的に向て本税は定められたるものなりしや

長峯委員 松本君の質問は尤もなるも取得課金は已に五六年前より徴收し來りたるものなり將來租界經濟の膨張に從つて他に税源を求むる事は當然なるも這の狹き租界の中に於ては税源となるべきもの少く現下の有様にては只だ土地家屋位に止まり此の土地家屋に課税する事も已に行政委員會へ屢議題となりしも何分重要問題なれば慎重の態度を以て考究致居る次第にして未だ將來の事に關しては其時に適過せざれば何等確定したる事は申述べ難し

松本君 將來の事は其時に當らねば判らぬと云はるゝも税の如きは豫め其方針を立て進まざるべからず殊に本課金の如き本年度は多大の増加を來して居りますから

度より實に多額の課金を納むる事となりました然し行政委員より種々なる説明によつて了解せり要するに課金負担の權衡を保つと且つ租界の發展に伴ひ經濟の膨張し従つて其經費を得ることの目的であります審査委員に於ても租界發展の爲め膨張し又止むを得ざる所なりと認めたる次第なり

松本君 原田審査委員長の説明は了解せり然して租界の發展と經濟の膨張に連れ云々ありましたが凡う一國でも一縣でも一年を経るに從つて經濟の膨張し來るは當然にして之は否か能はざる所なり左れば本年度は本項目の如き課金を増加して其補足を充たし得たりとするも若し來年度に於て更に經費の増加する事あらは勢ひ又他の財源を求むるの必要起る事と思ふされは其目的に向て本税は定められたるものなりしや

長峯委員 松本君の質問は尤もなるも取得課金は已に五六年前より徴收し來りたるものなり將來租界經濟の膨張に從つて他に税源を求むる事は當然なるも這の狹き租界の中に於ては税源となるべきもの少く現下の有様にては只だ土地家屋位に止まり此の土地家屋に課税する事も已に行政委員會へ屢議題となりしも何分重要問題なれば慎重の態度を以て考究致居る次第にして未だ將來の事に關しては其時に適過せざれば何等確定したる事は申述べ難し

松本君 將來の事は其時に當らねば判らぬと云はるゝも税の如きは豫め其方針を立て進まざるべからず殊に本課金の如き本年度は多大の増加を來して居りますから

勝率に増加する税源を發見して本課金の苦痛を軽減せられん事を希望致します
 西本委員 私は其の方の担当者として一言申上ります財政調査會に於ても其事は調査し
 つゝあり昨年本案の編成したる際土地家屋税を賦課する事は好財源として考究せり
 然し當地には未だ土地台帳と云ふものも無く目下技手をして調査せしめたる結果建
 物會社及開口一帶並に旭街以北の分は已に其所有者判然しあるも新開の地なる本願
 寺附近及沼池等に致りては殆んど不明にして課税に困難を覺ゆる有様なり刻下領事
 館初め租界局其他に於て調査中にして其調査の終結するに至らば或は施行し得ら
 るゝかも知れず只現在に於ては非常に困難なるを以て不得止取得課金等に於て増加し
 たる次第なり

小貫議長 他に意見なきや(異議無し)

小貫議長 其れでは第一款は二讀會通過として第二款に移ります

原田審査委員長 第二款に就ては審査員は何等の異議なく原案を認めたり(賛成)

清水幸三郎君 本款第四項料理店に就て昨日も申述べし如く日本人三名の内或る一名
 の等級は稍不公平に陥つて居らぬかと思ひます

清水幸三郎君 昨日と同様の質問は議事の進行上大に防害となると思ひますから議長
 の注意を願ひます

長峯委員 清水幸三郎君に答へますが斯る税金の査定法は成るべく行政委員に任して
 あるのですから從來通り委任して貰ひ度いものですか(賛成)

(37)

(38)

小貫議長 他に異議なきや(異議無し)

小貫議長 其れでは第二款は二讀會通過として第三款に移ります

原田審査委員長 第三款使用料手数料中第十五、第十六、第十七、第十八の各項に
 就ては審査委員に於ても注意を拂つて居りましたが日本租界を通行する之等の使用
 支那人等一枚の鑑札を利用し即ち日本租界外の或る地點に五六臺の車輛を集合
 し一枚の鑑札を交るゝ使用して當租界を通行しつゝある事を發見しましたので租
 界の收入上多大の損害を被るのであります原來一臺の車に一枚の鑑札と定つたもの
 を斯る方法を講じて脱税を計ると云ふ事は不都合極まる事でありまして今度新に選
 出せらるる行政委員諸君に於ては充分の注意を拂ひ焼判を用ふるか或は其他の方法
 に依つて彼等が奸智を廻らし得ざる様適當の方策を講せられん事を希望します而し
 て又第十九項行商料の中空販買ひに對しては租界局では開放的に之を許可する方針
 であるに係らず目下の所は或る日本人が三十八分の税金を一人で仕拂ひ以て之を獨
 專的にやつて居るとの事でありまして之には弊害も大分あるやうですから行政委員
 の本來の主義たる開放主義に従つて許可せられん事を希望します

沖田介次郎君 私は地執事に附て一言申述べたし彼の地執車の如きは税金は高い方
 でありまして其道路を破損する事が頗る夥しいもので現に此間も修繕した舊街に於
 て道の種の車が土地に喰ひ入つて大分損害を興へた所を見ましたが斯る荷車に對し
 ては必ず或る一定の重量より積む事は出来ぬとの制限があるべき筈ですが未だ當租

界にては之等の法規を設定しなしか如く爲めに幾多道路に損害を受けたか判りませ
 ん仍て之等に對しても重量を制限すると同時に税金もズツと高率を課するやう勿論
 之を排斥する意味で税率を上げられん事を望みます又大車にも車の輪に制限がなく
 且つ燒込的に拵へてあるので道路を破損する事が多いやうであります先に審査委員
 から云はれた如く一つの鑑札云々の件は元吾々も露國租界が餘り高率なる爲め停車
 場より荷を運ぶ時同様の經驗をした事が度々ありました委員諸君に於かれても注意
 を拂ひ前に云つた如く税金を増加し並に車輪にも制限を加へられん事を希望します
 其他彼の空販買の獨占にも非常に迷惑を感じますから開放的にせられん事を併せて
 希望致します

諸君の迷惑に及らぬやう取計ひます
 沖田介次郎君 空販買の事を彼是れ云ふと如何にも客な奴郎だと思はれますが實際買
 るには安し棄てるには勿體なしと云ふ格で困るのであります(拍手)

小貫議長 他に意見なきや(異議無し)

小貫議長 其れでは二讀會通過として第四款に移ります

原田審査委員長 本款に就ては審査委員に於ても何等異議なく認めたり(異議無し)

小貫議長 異議がなければ二讀會通過と認めます(賛成)

小貫議長 次は第五款に移ります

原田審査委員長 本款に關し議事はなく只談話にて過日新聞紙上に顯はれたる授
 業料未納者に對し警察署を以て納入せしめたる云々記事に附て話題に上りましたか
 ら掛員に尋ねし處從來授業料未納者にして度々其保護者に納入方を督促せしめ何等
 申出を爲さざるより相談的に租界局へ出頭して呉れと通知せしめ是亦應せざるより
 他に採るべき方法無きにより警察署へ是れか説諭方を依頼したる事ありしこの事
 でありました思ふに相當の地位に居りながら義務を果さざるに於ては高止むを得ざる
 ことと信しました次第であります

(39)

(40)

小貫議長 他に本問なきや(異議無し)

小貫議長 其れでは本款の讀會を終ります

小貫議長 續いて第六款に移ります

諸君の迷惑に及らぬやう取計ひます
 沖田介次郎君 空販買の事を彼是れ云ふと如何にも客な奴郎だと思はれますが實際買
 るには安し棄てるには勿體なしと云ふ格で困るのであります(拍手)

小貫議長 他に意見なきや(異議無し)

小貫議長 其れでは本款の讀會を終ります

小貫議長 續いて第六款に移ります

(41)

原田審査委員長 本款も別段異議無く通過致しました
 小貫議長 異議なきや(異議無し)
 小貫議長 其れでは本款は第二讀會通過と致します
 小貫議長 之より歳入臨時部に移ります
 原田審査委員長 本款は極めて簡單なれば説明を省略致します(異議なし)
 小貫議長 然らば本款も第二讀會通過と致します
 小貫議長 次は歳出經常部で前同様各款毎に致します之れより第一款に移ります
 原田審査委員長 第一款第一項の修正に付て説明致します租界の状況を考慮するに其繁盛は日進月歩の有様で従て之を總ぶる租界局の多忙は察するに餘りある所であり其而して其運用を司る者は行政委員諸氏でありまして何れも晝夜兼行の姿を以て租界の爲め努力せらるゝには大に感謝せざる可らざるものがあります之れが金の其手足となつて働く吏員の充實を計らざるは之に酬るの道にあらずと信し最も昨年の民會に於きまして豫算審査委員として不肖私が當選しましたが其際理事は成るべく早く置く事に定めました途ひに今日まで延引する有様となりました然し乍ら本年度は租界も十一万冊と云ふ多額の財政を處理せねばならぬ有様で恰も内地の小都會に等しき發達を見たのでありますから是非理事の必用を感ずる次第で行政委員も同じく之を認めたのであります従來の俸給百四十冊では充分なる人が來ぬだらうと審査委員の方から注意して二百冊としたのであります但し雇入れるに就て日本の

(42)

何れよりも三百五十冊の旅費が有れば來られると云ふので旅費に三百冊を増加した次第であります
 松本茂君 原田審査委員長の説には大賛成でありまして従來近い中に云ふことで數年も経過致しましたが今度は是非とも豫め招聘せらるゝ日取を定めて道の民會で吾人に満足を得られん事を希望致します
 長峯委員 理事の任免は行政委員會に一任してある事でありまして日取の確定人物の豫選等は民會の職分でなからうと存じます
 小貫議長 他に意見なきや(異議無し)
 小貫議長 修正案に賛成ですか(無論賛成)
 小貫議長 其れでは修正案通り通過と認めます
 小貫議長 次は第二款に移ります
 原田審査委員長 本款は何等異議なく通過致しました
 小貫議長 異議なきや(異議無し)
 小貫議長 其れでは第三款に移ります
 原田審査委員長 第三款第四項の修道費の千余冊の増加に關し行政委員の説明を求めし所修道區域の擴張せる従來の材料粗悪なりしに依り少しく上等の材料を買ふ積りであるとの最なる説で交通の便宜上好からうと賛成し其儘通過致しました
 小貫議長 他に意見なきや(異議無し)
 小貫議長 其れでは本款は二讀會を通過と認めます

(43)

小貫議長 次は第四款に移ります
 原田審査委員長 本款の經費を歳入の部に比較して見ると一割位分の利益を得て居る有様で漏水の恐を防ぐ爲め番人を置くが宜からうと番人採用説がありましたが番人も支那人では役に立ずさりとて日本人では僅少の金で雇はれぬと云ふ所からは置かぬ事としました
 松村利男君 水道費中には修繕費で敷設費は含まれるや又本年は新に敷設せざる方針なるや
 西本委員 何時も敷設は臨時費の方でやつて居ります
 長峯委員 本年度も敷設する積りでしたが他に振り替へを致しました
 小島楠吉君 代人八坂傳次郎君水道費は決算書に於ては平均を得て居るも其れに比較して本年度の豫
 算に俄かに二千何百冊と云ふ多額の増額を表したるは如何なる理由なるや
 鈴木委員 此の決算書は明治四十五年大正元年度の決算書でありまして即ち一昨年の分であり従つて昨年度の決算書が出来れば其間の事情が判然するので決して急激なる増加を爲したるはありませぬ
 小貫議長 他に意見なきや(異議無し)
 小貫議長 其れでは本款は二讀會通過と認めます
 小貫議長 續いて第五款に移ります

(44)

原田審査委員長 本教育費を前年度に比較して見れば千二百餘冊低減して居りまして一見可笑く感じられますが本年度は共立學堂の補助費を臨時部に計上した爲めて何等變つた所ありません
 小貫議長 意見なきや(異議無し)
 小貫議長 然らば本款も原案の儘二讀會通過と認めます
 小貫議長 次は第六款衛生費に移ります
 原田審査委員長 本款に就ても前同様昨年年度に比して八百七十五冊餘の減額を見るも之も同じく共立病院の補助費千二百冊を臨時部へ繰り込まれたのであります更に序を以て申述べます従來租界の衛生事業なるものは殆ど姑息の狀態にありまして各戸の汚水及糞尿塵埃等の整理に就ては何等責任なき支那苦力等の如き者に最も不完全なる方法を以て任してある爲め各戸は勿論の事公共の道路までが汚さるゝ次第であります依つて本日の審査會に於ても行政委員に向け質問せし所租界局にては何等の方法も決定し居らず目今警察から或る者をして之等の監督を爲さしめつゝあるさうですが尙ほ責任の輕きものがあるが爲め充分の取締が出来ないのであらうと思ひます東京市の如きは掃除監督なる者ありて數多の吏員を使用して塵埃其他各種の汚物を掃除して居る爲め市街の体裁も大に面目を一新して來ると云ふ有様であります其他の市町等でも皆斯の如きは自治團體の仕事として其監督を警察にて行ふ様に成りて居ります租界局でも之等を参照し適當なる法案を作り之を警察に依頼して取

・權るやうにせねば數百の病院を立て其他各種の衛生事業を起すとも遂に何等の價値なきものとなる事なれば今後新に選出さるる行政委員に於ては宜敷く當局の官憲と交渉を遂げられ適當の方法を講ぜられん事を希望致します

小貫議長 其他に意見なきや(異議無し)

小貫議長 異議なきを以て本款は二讀會通過と認め第七款に移ります

原田審査委員長 本款は本年度に於て三千餘弗の増加を見ましたが之は毎年の民會を賑はす問題でありまして諸君に於ても注意を拂つて居らるゝ事ですが今日の審議會でも同じく花が咲きましたか約言すれば此丈の經費を投するのであるから今少し満足を得る位は警備かして貰ひ度いこの事でも最なる次第であります今度警察から租界も發展し次第に西南に延びつゝある故目下の巡捕數にては充分に人の生命財産を保護し能はざるを以て廿名の増員を爲し呉れよとの要求があつたのであります

巡捕に企及し得る程度に至らば安心であらうとの事でありまして昨年の民會でも前小橋總領事が云はれました通り女子小人よりも巡捕は養ひ難く學問や其他の事を教ふれば覺ゆる事は覺つて之を遂行する事が出来ぬ始末に實に困つたものであります然らば英租界の巡捕が他租界の巡捕に比し雄然角を現して居るか云ふに克く調査して見た所英租界には巡捕長をして居る支那人が有りました之が巡捕の長所を短所をも熟知する所の同類である爲め彼の巡捕等が如何なる事を爲すとも直ちに看過さるゝ有様故巡捕等が巡捕長を恐るゝ事非常なるもので遂に今日の好成績を現して居るのであります然し乍ら斯く巡捕長を置くに就ても適當の者でなければ到底豫期の成績を擧ぐる譯にも行かずと云ふて今日の儘にて日本租界の巡捕を捨て置く事も出来ませぬから英租界の如く學問も識ある所の支那人を巡捕長に使用し之を鞭撻したらば或は幾分の成績を擧げ得るであらうと思ひます我が官憲に於かれても昨年の民會に於る言責に對し種々教育を施し巡捕心得書の如きもので渡してあります

(46)

(45)

が結果は依然面白くなく大に當惑の様子であります吾人はこの計畫に依て果して好成績を擧げ得るや否やは不明でありますか言責を有せらるゝ官憲に敬意を表する事とし豫算には何等の修正を加ふる事なくして通過したる次第であります

松村利男君 租界の警察權を領事館より民間に移して貰ふ事は出来ざるや

長峯委員 警察權は領事館の權限内にありて目下の方法に就て何等腹案もありません

小貫議長 他に質問なきや(異議なし)

小貫議長 本款は第二讀會通過と認め第八款に移ります

原田審査委員長 本款に附ては別段述ふる處なきも第二項備品費に於て九十弗増加したるは新築の圖書館へ移轉する時に要するのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て第二讀會通過と認め第九款に移ります

原田審査委員長 本款は異議なく原案通り通過せり

小貫議長 異議なきや(異議無し)

小貫議長 異議なきを以て二讀會通過と認め第十款に移ります

原田審査委員長 本款も何等異議はなかつたのであります

小貫議長 異議なきや(異議無し)

小貫議長 異議なきを以て二讀會通過と認め第十一款に移ります

原田審査委員長 前款同様異議なく通過せり

清水幸三郎君 豫備費の用途は如何なる方面へ仕拂ふのでありますか

鈴木委員 民團施行規則第五十九條を御覽なれば直に判然致します

清水幸三郎君 其れに就て私は豫定道路に當る土地に家屋を建築しやうと思つて警察署に出願せし所租界局が許可すれば其れにて好しの事に更に租界局へ出願せしに違ひに許可ならざる場合はこの豫備費を以て何と云ふ事は出来ざるものなるや

長峯委員 清水幸三郎君の云はるゝ如き費目は豫備費より支出するものにあらずして

(48)

(47)

道路敷地買収の如きは豫備費とは何等干係なく不幸にして本年には清水君の考慮中の如き金額は見積してありません

小貫議長 他に質問なきや(異議なし)

小貫議長 第十二款は二讀會通過と認め臨時部に移ります

原田審査委員長 第二項の小学校建築敷地立費とありますが其敷地は已に決定したるものなるや

鈴木委員 未だ定つて居りません其が爲め豫定立費と訂正したのであります

鈴木委員 外務省の土地でありますか

鈴木委員 現在の場所には差支ひあるや

鈴木委員 現在の場所は道路豫定地に當り居るのみならず該校舎は已に古びて之を修繕するに多額の費用を要する始末故種々研究の結果斯くしたので未だ移轉する事は確定したる事ではありません

鈴木委員 然らば移すべきか否かを先決問題となすべきものならずや

中戸川忠三君 私も同様の意見で質問しましたが借り受けた土地は何年間にか埋立てねばならぬ事になつ居るので止むを得ぬ次第ですが其場所は汚水の溜りて居る所てあります

長峯委員 小学校の建築は是非とも來るべき問題でありまして實は本年度に全豫算を

(49)

組む等でありましたが経費の都合上此一部の本豫算を計上したので學費敷地の名目が悪ければ何とかが變更しても差支ないやせん又埋立の年限は四ヶ年と當該官憲と契約してあります

清水喜十郎君 中戸川忠三君の只今の説に依れば悪水が溜まりある土地との事でありませうか若し然りとせば吾人等の子弟を如斯場所へやる事は如何のものなるや

鈴木委員 其れは充分研究したのでありますから御安心を願ひます

沖田介次郎君 現在の小學校は本年又は辛棒が出来るとあります若し然りとせば此事業は二ヶ年繼續の積りなるや承る處によれば本年度の新入學兒童は四十餘名の多數ありて教室は狭隘を告げ之を收容し得ないとの事でありましたが其れに對する方法は出来て居りますか

長峯委員 其教室は若し狭隘を告ぐるやうな事がありますれば今の紀念文庫と機械室の壁を抜いて二室を一室にし之に收容する考へて尙ほ不足を感ずる場合は教員室をも利用する積りでありませうか其間は何とかが練合せが付く事になつて居ります

小貫議長 其他に異議なきや(異議なし)

小貫議長 夫れでは本款は第二讀會通過と認めて次の第二款に移ります

原田審査委員長 本款は何等異議なく原案通り通過致しました

小貫議長 意見なきや(異議なし)

小貫議長 異議なきを以て本款も第二讀會通過として第三款に移ります

(50)

原田審査委員長 本款は前に經常部の方にて述べし如く其立病院及共立學堂の補助を計上したる結果増加したのであります

小貫議長 異議なきや(異議なし)

小貫議長 依つて本款も異議なきを以て第二讀會通過として第四款に移ります

原田審査委員長 之は既定の支出でありまして別段説明するの必要なし(異議なし)

小貫議長 其れでは本款も第二讀會通過と認めます(賛成)

小貫議長 之にて來年度歳入出總豫算案全部の第二讀會終りを告げましたが更に之に審査會の修正したる第五款民間事務所公會堂設備費七千五百兩を加へる事と致します(賛成)

小貫議長 別段意見もないやうですから全部を第三讀會に移します

松村利男君 私は島渡意見を述べ度いと思ひます今日まで就任せられたる行政委員諸君に對し其多大なる御盡力の程を感謝すると同時に新行政委員に事務の引継ぎをなさるゝ際新行政委員に對して之等の希望を傳へられん事を願ひます最も申上る中には原田君の前に述べられた意見と重複する所があるかも知れざるも其邊は御諒察を願ひます

御承知の如く民間經濟は今や十一万兩と云ふ多額を要する位に膨張して殆んど小都市に等しい有様になつて参りましたが一步退いて民間の收入を考へますならば實に不安固なるもので即ち取得課金或は葛城敷課金其他諸種の鑑札料であるとか何

(51)

れも其根底の固からざるものゝみを財源として課税して居るのみで未だ安心して得らるべき土地家屋に向つて税金が掛つて居りませぬ斯くの如きは常に吾々が遺憾として居る所て居留民に於ても其納税は當然の義務であるとするれば此の方面にも税金を課して以て民間の收入の安固を期せられん事を希望するのであります税金の如きは成るべく安固なる方面より徴収するやうにしたいものであります然し乍ら土地家屋に課税するには茲に御注意を願ふ事があります前にも述べました通り土地家屋に課税して其所有主から税金を取つても其れを借りて居住する所の者所謂借家人に對して間接に降り掛つて来る事となりますから目下の如く他の税金即ち取得課金等が非常に高率となつた儘這の土地家屋に課税される事となると吾々は二重の税金を負担する割合となり到底堪得る所にあらずれば土地家屋に税金が掛る時に至らばは宜敷く他の税率と平均を保たしめられん事を希望致します然し茲に怪訝に堪ぬ事は軍人に對して取得課金が無いと云ふ事でありませぬ而して軍人は吾々居留民を保護する者であるから云ふならば領事館員等も同じく居留民の保護者であります斯く武官のみに厚く文官に薄く云ふのは吾々實に意を得ぬ次第で最も海光寺の兵營内に在つて民間から些の利する所も無い軍人は別問題として致方ありませぬが吾人同様租界内で借家住居等をして居る軍人に對して之を附加するのは當然で且つ其人々の義務であらうと思ひます借て次には今度理事を任用する事と致方あります借の理事の任用は頗る賛成する所でありまして私も租界局内で仕事を爲て

(52)

居りますから其内情は克く知つて居りますが行政委員の活動はあり乍ら専任の理事が無い爲め租界局内の事務を進行させる上に於て統一を欠くやと思ふので新に事務を見る人を置く事は必要であらうと思はれますとは云へ其理事を任用する事に就て一つの希望があります其れは少くも一個國以上の外國語の出来る人を任用せられん事て今後外國租界との交際は頻繁になり行く許りて其時通譯を以てする事は非常なる不便で私の経験に依つても明であります是非外國語の出来る人を任用され度いものであります續いて述べたいのは衛生上の事でありまして彼の溜池に就て其理立て方を英租界等から交渉があつた際拒絶されましたが其理由としては支那人個人の所有地であるからとの事でありました然し之は衛生上非常に悪い事で彼の水は白河の水と交通を爲し白河の増減に從つて増減する有様で恰も吾々は溝沼の上に住つて居る有様ですから何と云ふ方法を講じて埋立てを爲されたいものであります又彼の糞尿汚水等の處理に就ては已に人も知り原田君も言はれた通り不完全極まるもので私にも提案があります行政委員に於かれても夙に知られて居る事でありませぬ申させぬが汚水の捨場等に關しては嚴重に取締つて頂き度いのであります最後に於て云ひ度いのは警備費で多額の負担を要し乍ら目下の所不結果に終らんとしてある有様で原田君の云はれた支那人の巡捕長を雇つても好いてせうが第一に警察權を自治團體の下に移さねば駄目だと思ひます然し警察の今のやう方が悪いと云ふのはありません最も之を民間の手に納めやうとするには館舎等の爲め六ヶ敷事であ

(53)

ると思ふ要するに研究の上何等かの具体的案を立て、其筋に具申するならば強ち徒勞なことではなからうかと思惟致します只今述べたる事に附ては行政委員諸君の御一考を煩したい所であります

小貫議長 總豫算に對し意見なきや(異議なし)

小貫議長 滿場異議なきを以て大正三年度居留民團歳入出豫算案並に大正三年度臨時歳入出豫算案は審査會の修正通り第三讀會を通過したるものと認め豫算案全部可決確定と致します(拍手)

小貫議長 清水幸三郎君は質問があるならば致されたし

清水幸三郎君 夫れでは茲に質問致しきす民團で入札をさせるのは安い物に落札させるのが原則であらうと思ひますが如何なものでか

長峯委員 民團の工事請負規則を見れば判然しますが隨意契約指名競争入札一般競争入札の三つに分れて居ります

清水幸三郎君 私の質問の要旨は指名入札の時に對するものでありまして即ち昨午公會堂の請負入札の時に際し三谷爲吉君と茨木民藏君との入札が千三百圓の差があつて茨木民藏君の方が其れだけ安かつたのであるのに其結果は三谷爲吉君の手に落ちたと云ふ事は吾々に於て解し難いのであります

長峯委員 其れは行政委員會で決定した事でありませう

清水幸三郎君 行政委員會で決定したのだと云ふ事ですが其邊に就ては何等の内約があつたのですか

(54)

長峯委員 何等内約した事はありませぬ

清水幸三郎君 左様であるならば其説明を求めます

長峯委員 工事の請負入札殊に公會堂の如き大工事入札を決定する事は頗る慎重なる態度を要するもので只だ單に金額の如何に依つてのみ定むる事は面白からぬ事であつて人物如何にも據る事として行政委員會及特別委員會で協議の結果決定したのであります

清水幸三郎君 指名入札の時請負者として指名さるゝのは勿論資格が有るものと信じます

長峯委員 有ります

清水幸三郎君 初めから資格があるものであれば何も掛念する必要は無きものと思ふ入札當時怪しい風説を聞いた譯ではありませぬが當時何等か別に方法がある事だらうと考へましたから其事を質問せしに夫れに就て何等の答へもなくして遂に開札となり前述の如き結果を見たのであります吾々入札者は四五日も時間を費して種々研究し働いたのか水の泡となる始末であります

長峯委員 當事者と請負者は利害干渉を異にするので請負者が二日なり三日なり徒らに働くことも當事者に於ては利ある事であれば何も差支ない事だらうと思ひます殊に公共の爲めなれば一層峻酷に處置しても差支なしと信じます

(55)

清水幸三郎君 然らば其前に於て團價を起し乍ら入札の方法を開きしに未だ定らぬと云はれたるは如何

長峯委員 吾々委員の方では先以て隨意契約と定めてあつて清水君の聽れたる時は既に其方針は決定し其細則手續も議了しありて最終まで發表する事を許されなかつたのです

西本委員 清水幸三郎君の説は判りましたが其の事は五名の委員と行政委員とが投票に依つて定めたのであります

清水幸三郎君 隨意契約ならば保証金を添付するの必要なしと思ふ

長峯委員 隨意契約と雖も保証金の必要ある時は之を添付せしむるも差支なしと信ず又自由なり各自意見の争は終末を付する能されば長々しき説明に代ふるに私は請負規則の一部を朗讀します

第一條 工事は隨意契約又は指名競争入札若しくは一般競争入札に依り執行す隨意契約に關する條件は居留民團行政委員會の決定する所に據り指名競争入札及一般競争入札は以下各條の規定に據る

田村源三郎君 大分時間を経過して居りますが清水幸三郎君の説は從らに感情問題に馳せて居るやうです就ては斯る感情問題で大切な時間を潰すと云ふ事は宜からぬと思ひます依つて議事の進行の程を願ひ度ひのであります

(56)

藤田委員 當時入札をした者は五名でありまして其中豫算を過したのが三名豫算以内が二名あつたので依つて投票を以て之を決定したのであります

清水幸三郎君 成程當局者に於ては定めて了つて其れで宜しいと思はれても入札する者は多少の費用及時間を費して入札するのでありますから非常な迷惑を感ずるのであります而も私は開札以前其方法に就て種々質問したのであります安んじて居るに落ちになるのだらうと信じて居たのであります

長峯委員 清水幸三郎君は眞に特別委員は無能であるとか又は其れに就て内約があつたらう等と云はれましたが斯る言語は頗る不穩當に聞かれますが憤まれる方からうと思ひます

中川川忠三君 私も只今の事に就ては實に不愉快に感します當時私も其開札に立會つた一人で茨木民藏君の方は豫算に不明な點がありましたが少し高い方の三谷爲吉君の方の豫算は明で好かつたのでありますから其方に決定したのであります

清水幸三郎君 曩に云つた所の無能及内約等の言語は茲に改めて取消します終りに旭街人道問題に附て質問致します

小貫議長 其れは日程を終つてからに致さたし(賛成)

小貫議長 他に意見ない様ですが未だ時間もありませうから残りの日程に移ります

◎日程第五、行政委員並に豫備行政委員選舉

小貫議長 之より行政委員十名並に豫備行政委員五名の選舉に移ります投票の法式は

(58)

議長選挙の時と同様であります
 小貫議長 館令第八條により總領事に選挙立會人二名の指名を願ひます
 窪田總領事 茲に行政委員並に豫備行政委員の選挙立會人として原田俊三郎君 小島楠吉君の兩名を指名致します
 (原田俊三郎君、小島楠吉君立會)
 小貫議長 行政委員十名豫備行政委員五名合せて十五名を選挙するのであります
 投票 投票終りたるを以て之れより開函致します
 小貫議長 投票終りたるを以て之れより開函致します
 開函 小貫議長 名刺と投票数と合致したるにより開票致します
 (黒澤書記投票を讀上げ田中、赤山、空閑の三書記之を點計す)
 小貫議長 開票の結果を報告します
 投票總數六十一票(内無効二票有効五十九票)
 内
 五十八票 森 辨治郎君 五十三票 福山義春君
 五十二票 西本茂吉君 五十二票 長峰與一君
 五十一票 鈴木敬親君 五十票 藤田語郎君
 四十九票 小貫慶治君 四十九票 富成一二君
 四十六票 吉田房次郎君 二十五票 沖田介次郎君
 沖田介次郎君と同點者は清水幸三郎君山元藏吉君松本茂君の三名であります
 田君は最年長者として編入したる結果以上十名は行政委員に當選せり(拍手)
 二十五票 清水幸三郎君 二十五票 山元藏吉君
 二十五票 松本茂君 十七票 上野壽君
 十六票 松村利男君
 以上五名豫備行政委員に當選(拍手)
 松村利男君 私は豫備行政委員に當選しましたが資格がありませんから辭任致します
 沖田介次郎君 不肖行政委員に當選しましたが自家營業多忙の爲め到底満足に勤める事が出来ませぬから次點者を推選して私は辭任致します
 小貫議長 松村利男君は資格が無い事はありません又沖田介次郎君は將來に面白からざる例を貽さぬやう何れも承諾を願ひます(贊成)
 ●日程第六、民間出納検査委員選舉
 小貫議長 續いて日程第六民間出納検査委員選舉を行ひます
 原田俊三郎君 夜も深更となりましたから議長の指名に願ひたし(贊成)
 長峯委員 將來の慣例となる虞れがありますから投票を願ひます
 小貫議長 被選の人員も少なく時間もかゝらぬと思ひますから投票に致します
 原田俊三郎君 私は前提案を取消し致します

(57)

小貫議長 例によつて總領事より立會人の指名を願ひます
 窪田總領事 出納検査委員選舉立會人として原田三郎君小島楠吉君の兩名を指名します
 (原田俊三郎君、小島楠吉君立會)
 小貫議長 投票の方法は行政委員選舉と同様にして三名を選挙すること行政委員、豫備行政委員に投票せざる様御注意を望む
 投票 投票終りたるは是より開函すべし
 小貫議長 投票終りたるは是より開函すべし
 開函 小貫議長 名刺と投票数と合致したるにより是より開票致します
 (黒澤書記投票を讀上げ、田中、赤山、空閑の三書記之を點計す)
 小貫議長 開票の結果を報告します
 投票總數四十九票(全部有効)
 内
 三十七票 小嶋楠吉君 二十九票 川村桃吾君
 二十一票 安田安太君
 以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

(60)

小貫議長 清水幸三郎君は何か未だ意見のあるやうでしたが今より述べられたし
 清水幸三郎君 入札に就て未だ言ひ度い事がありますが兎に角入札規則は行政委員に於て之れを改正し要點は指名入札競争入札の落札者は最低者と定めて貰ひ度い事を希望します次に新に述べた事は……
 長峯委員 別問題に移るのですか
 清水幸三郎君 工事請負規則第廿條によれば「工事に用ゆる材料は租界局の検査を受けたる後にあらざれば使用すべからず若し之に違背したるときは租界局の指揮に従ひ改修せしむべし」とありまして其れは材料の検査を受けてからする事でありませうが私自身の實見に依りますと彼の旭街の人道の如きは私共は最初示された物と現在の使用品と大分異りますがそれは充分検査をされたものなるや
 長峯委員 無論規定の如く検査したのであります清水幸三郎君は當時棄権者であつたと思ひます而して其検査した當時は合格したのであります清水幸三郎君は元來は獨乙本國にて製するも遠方より材料を輸入し當地にて製造したるものなれば其製造術の巧拙氣候風土其他の關係上から道路工事最中幾分變化したのであらうと思ひます
 清水幸三郎君 長峯委員に於かれては獨逸品である云はれますが私は獨逸品とは認めませぬ色も厚も其他各種の點に於て初め見せられた品と異なるのであります
 長峯委員 獨乙製品と申しませぬ材料が獨乙品なりと申したので分合に於ては些も變

(59)

小貫議長 例によつて總領事より立會人の指名を願ひます
 窪田總領事 出納検査委員選舉立會人として原田三郎君小島楠吉君の兩名を指名します
 (原田俊三郎君、小島楠吉君立會)
 小貫議長 投票の方法は行政委員選舉と同様にして三名を選挙すること行政委員、豫備行政委員に投票せざる様御注意を望む
 投票 投票終りたるは是より開函すべし
 小貫議長 投票終りたるは是より開函すべし
 開函 小貫議長 名刺と投票数と合致したるにより是より開票致します
 (黒澤書記投票を讀上げ、田中、赤山、空閑の三書記之を點計す)
 小貫議長 開票の結果を報告します
 投票總數四十九票(全部有効)
 内
 三十七票 小嶋楠吉君 二十九票 川村桃吾君
 二十一票 安田安太君
 以上三名出納検査委員に當選せり(拍手)

(61)

岡村繁蔵君 這の人道問題に就て私の聞き及ぶ所に依れば工事が違つて悪いと云ふので未だ下附金を仕拂はず行政委員に於ても色々心配をして居られるこの事ですが事實なるや

長峯委員 工事は竣功しましたが引渡の際不完全なる所のある事を發見したので請負者に其事を責めましたるに請負者も承知し租界局の要求通り改修する運びになつて居ります

清水幸三郎君 改修すると云ふ其程度に就ての説明を求めます

長峯委員 其事は次期の行政委員に於て決定することと思ひますが其程度は仕様設計書に合致する當然の仕事を行はしむる事とならんが元來工事など云ふものは往々隠れたる處に不都合なる仕事か施しある如き事があるに依り飽くまで追究したいのであります目下の所道の工事の内容も尙一層實地に當つて検査せなければ判然せぬ處もあり又工事が完全にして何等不都合のなき箇所もあらん要するに尙研究の問題と存じます

太田萬吉君 旭街の人道工事は當居者に於て工事の終るまで監督をせられたるや

長峯委員 監督を致しました

太田萬吉君 左様であるならば全部工事が終つてから不正のヶ所を發見したるは監督者の不徳で其職責に不忠實なるものと言はなければなりません

(62)

長峯委員 其監督者なりし赤山技手は之に就て衷心責任を自覺し進退伺ひまで提出し謹慎の意を表して居ります始末であります

清水幸三郎君 聞く所に依れば工事請負者は工事中に於て豫算間違ひをしたから保証金を没收して呉れと申出てたさうですが其時赤山君は私の設計も違つて居つたのであるから何とかなるだらうから工事を續けて呉れと云つたさうですが事實なるや

長峯委員 事實如斯事なきと信するも風評等により赤山君も進退伺ひを出したのであらうと思ふ

清水幸三郎君 進退伺ひは別として監督技手と行政委員の責任は問はぬのでありますか

長峯委員 行政委員は法律上當然責任を帯ぶべきものでないが然し土木担任委員は辭職書を提出し領事に對しても其旨を伺ひましたが其れには及ばぬこの事でありまして其邊の事は御諒察の程を願ひます

中戸川忠三君 茨木洋行に支拂はぬ金は幾何ですか

長峯委員 四千五百圓であります

中戸川忠三君 新任の行政委員に委任するの迷惑でせうから何とか此の席で解決は付けれぬものでせうか而して改修するとしても全部は茨木洋行も困難を感ずるのみならず人情としても氣の毒で且つ監督の不行届もあると云ふのでせうから未拂の殘金にて解決するやうにしては如何

(63)

長峯委員 只今の御意見だけは参考としてお受け致して置きます

清水幸三郎君 長峯委員は改修せしむと云ひ又中戸川君は殘金で處理せよと云はるゝが規則の實在は如何なりますか

長峯委員 事實を克く觸れた上でなければ何とも確答できません

中戸川忠三君 私は後に惡例の残らぬ限りに於て願ひます

長峯委員 承知しました

清水幸三郎君 只今の説は更に要領を得ませぬが此の仕事が公共事業で公金に基くものである以上今後惡例を貽す事故他迄嚴密に取計ふ必要があらうと思ひます

長峯委員 其狀況如何に依つて新行政委員は適當の方法を取らるゝ事でありませう

清水幸三郎君 承る所に依れば過日來處々々々破損すると云ふ事で其工事に用ひたセメントの分析をせられたる事ですが事實なるや

吉田房次郎君 私は土木委員として茲に一言申上ります今回の人道工事後策に就ては種々心配し一方辭表をも呈出して居る有様であります而して理論上本問題は全部改修すべきものでありますから之迄の監督不行届は嚴重にも陳謝致します

沖田介次郎君 本問題に關する行政委員諸君の御苦心の程は知つて居りますが之は行政委員諸君が眞意を以て行ひ余り人を信し過ぎた結果で請負者が斯く信頼され乍ら之を行はなかつたと云ふ事は畢竟行政委員が請負者の人格を見る能はざりしに依る

(64)

ので即ち損しても一度請負つた仕事は約束の如くするのが當然で之れを行はないのは要するに請負人の人格が悪かつたのであります今では請負人も後悔しつゝある事でありまして工事の全部を改訂させると云ふ事は云ふべくして行ひ難き所でありまして其點は人情を拘る且つ行政委員諸君に信頼して何等かの解決を待つ事にしたら好からうと思ひます借て之は別問題ですが昨年公會堂の問題が起つた時に下水道の問題が富成君其他一名の方が調査するゝ事になつておりましたが其後の調査は如何になりしや

吉田房次郎君 沖田君の人道問題に對する御注意は誠に適切な言にして日本人間に斯る事があらうとは實に豫期しなかつたのであります一面吾々の不明を耻づるのであります今後事に就ては宜敷情理に懇へた結果如何なるか行政委員にお任せあらん事を希望致します

清水幸三郎君 這の改修工事の監督は誰がするのですか

長峯委員 先回不信任なる技手と清水幸三郎君の云はれたのは其意味でせうが不信は行政委員にお任せを願ひたし

清水幸三郎君 同技手を用ふるのか或は他に人を使用するかと云ふ事でありませう

長峯委員 其れはお任せを願ひます

長峯委員 沖田介次郎君の下水道に關する問題は最もですが該工事を完全にすることを以て約三十六万七千餘弗の多額を要する事になつて居りますので今他の安値に

出来る方法に就て研究中でありますから別段等閑に附して居らぬ事は諒察の程願ひます

清水幸三郎君 委員諸君に伺ひますが専管居留地の經營に關し何等かの計畫が有りますか

富成二二君 私も從來克く建議案を出して當局者を大分困らした経験がありますが斯る問題は相互研究したら如何な者ですか今晚は夜も已に更けて居るやうであります清水幸三郎君 私の質問も之れで終りますか最後に申し度きは今回の大工事たる公會堂に對して再び彼の失敗を繰返さぬやう注意あらん事を希望します

小貫議長 質問も終りました之れで第七次通常民會も終ります事となりますが此際諸君に諮りたきは前年度の行政委員并に出納検査委員諸君が過去一ケ年間民團の爲めに盡力されたる功勞に對し從來の例に倣ひ本議長は民團を代表して感謝の辭を呈せんと思ひ一の決議案掲へました只今書記に朗讀致させますから御賛成を願ひます

田中書記朗讀

第七次通常民會は前行政委員并に出納検査委員諸君が本民團の爲に盡されたる功勞に對し深く感謝の意を表す(賛成拍手)

小貫議長 是にて第七次通常民會議事日程は全部終了したるにより之より其成績を報告致します(拍手)

(田中書記朗讀)

●大正三年第七次通常民會成績

三月二十三日より全二十四日迄會期二日間に於ける大正三年通常民會の成績左の如し

一、會議	三回
二、本會	二回
三、特別委員會	二回
二、選舉	
一、民會議長選舉	
二、行政委員並に豫備政委員選舉	
三、民團出納検査委員選舉	
三、決議	
一、明治四十五年、大正元年度民團歳入出決算	(承認)
二、大正二年民團特別基金決算	(承認)
三、雜種課金條例中改正案	(原案可決)
四、諸車鑑札料條例中改正案	(原案可決)
五、榮街開修工費特別會計條例案	(修正可決)
六、榮街開修工費特別會計歳入出豫算案	(原案可決)
七、新道開修工費特別會計條例案	(原案可決)

八、新道開修工費特別會計歳入出豫算案 (原案可決)

九、大正三年度民團歳入出總豫算案 (修正可決)

十、大正三年度民團歳入出總豫算追加案 (原案可決)

十一、謝意表彰に關する決議案 (可決)

之れを計上するに

會議	三回
選舉	三回
議案	十一件
民團提出	十件
議員提出	一件
可承認	二六件
修正可決	二件
可決	一件

原田俊三郎君 不肖私は一同を代表して小貫議長に感謝致します昨年も本年も議長の職に就かれ議場の整理は勿論充分行はれ議事の進行何等停滯する所なく進行したる事を難有感謝致します(拍手)

小貫議長 只今原田君よりの賛辭は甚だ不當で之全く諸君の御同情と御盡力とに依る事と心得ずが諸君の御芳情は有難く御請け致します(拍手)

●窪田總領事登壇

諸君第七回通常居留民會も茲に無事終りを告げ自出度閉會したのは諸君の誠意ある御盡力による事と同慶の至りに堪ぬ所であります殊に御多用中にも拘らず兩日夜を更しての會議に何等倦怠の色もなく公共事業に盡さるゝは此上もなき事で感謝する所であります惟ふに自治團體の基礎鞏固に且つ圓滿に行はるゝは其文明の度を測り知るもので英國民が外交及軍事さへなければ政府が無くとも自治に依つて平和を維持し行くを得るも道の點でありまして自治に就ては先進の文明國民に就て學ぶべき點が多々ある事と思ひます由來日本人は自治的精神に乏しく本國に於ても動もすれば其精神を没却し去らんとする有様でありますから之を海外の土地に於て希望するご云ふのは些が望大に過ぎる嫌ひがないでもありませんか天津は我が國が支那に於て有する居留地中第一に位ひし之が模範とならねばならぬ處であります而して這の我國が有する居留地でもつて第一位を占むる天津を維持して各國に對し遜色なからしむるは吾々居留民の母國に對する義務である願くは諸君に於ては益々天津を愛し出來る丈の力を盡して其發展を計られん事を希望する次第であります終りに臨み本民會議員の數は未だ多數ある筈であるのに缺席者多く或は途中退席せらるゝ人も見見れますのは定めて御多用の事とせうが今後は自治の精神に基き益々公共の爲め盡力せられん事を希望し之を以て閉會の辭と致します

小貫議長 第七次通常居留民會は之にて閉會致します(拍手)

時に翌日午前三時

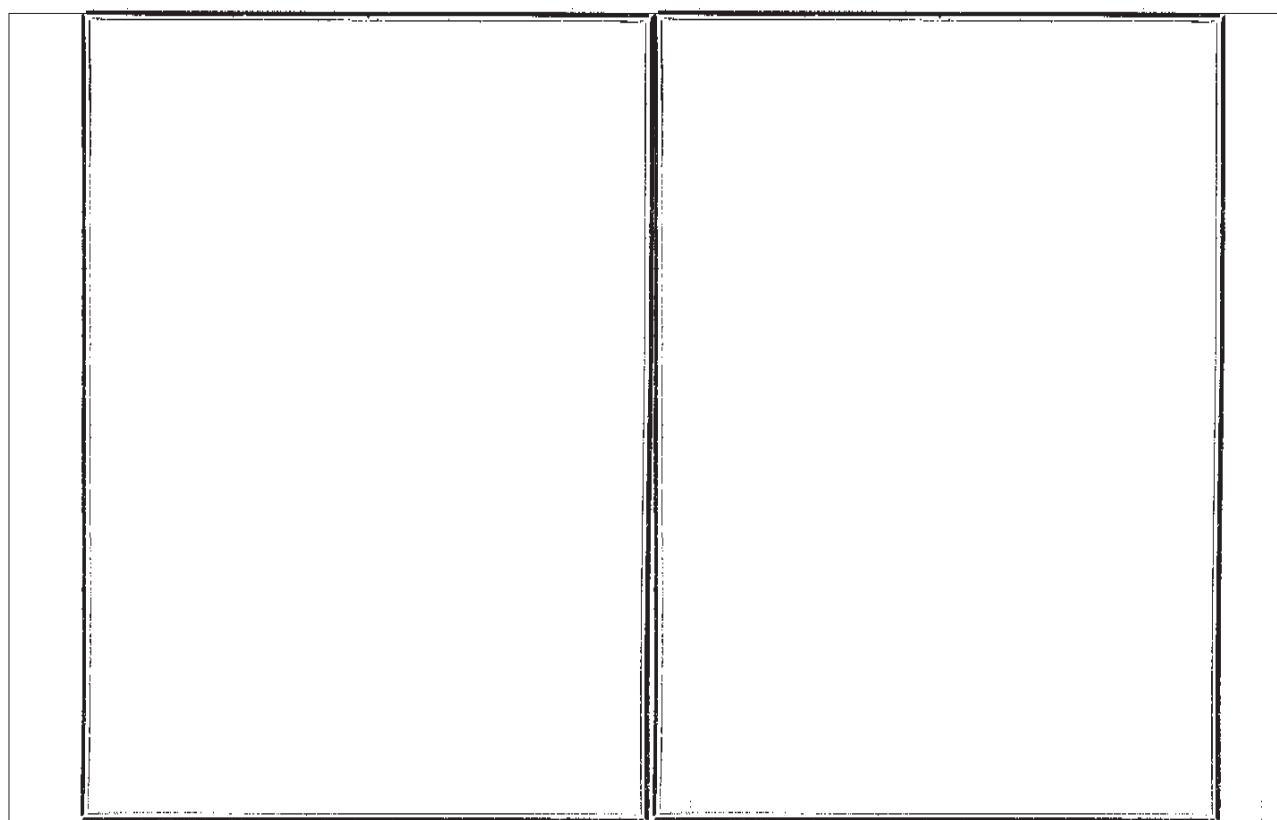
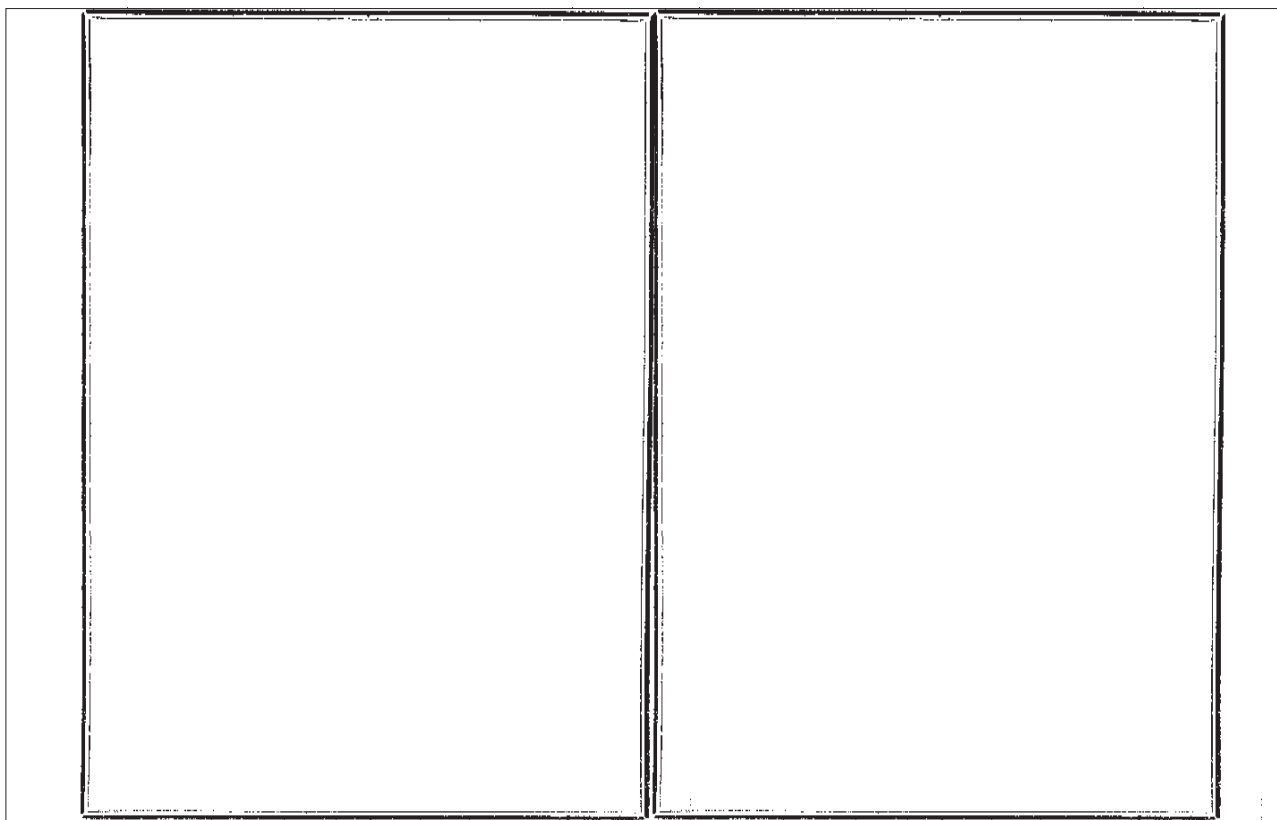
大正三年通常民會議事終

御盡力による事と同慶の至りに堪ぬ所であります殊に御多用中にも拘らず兩日夜を更しての會議に何等倦怠の色もなく公共事業に盡さるゝは此上もなき事で感謝する所であります惟ふに自治團體の基礎鞏固に且つ圓滿に行はるゝは其文明の度を測り知るもので英國民が外交及軍事さへなければ政府が無くとも自治に依つて平和を維持し行くを得るも道の點でありまして自治に就ては先進の文明國民に就て學ぶべき點が多々ある事と思ひます由來日本人は自治的精神に乏しく本國に於ても動もすれば其精神を没却し去らんとする有様でありますから之を海外の土地に於て希望するご云ふのは些が望大に過ぎる嫌ひがないでもありませんか天津は我が國が支那に於て有する居留地中第一に位ひし之が模範とならねばならぬ處であります而して這の我國が有する居留地でもつて第一位を占むる天津を維持して各國に對し遜色なからしむるは吾々居留民の母國に對する義務である願くは諸君に於ては益々天津を愛し出來る丈の力を盡して其發展を計られん事を希望する次第であります終りに臨み本民會議員の數は未だ多數ある筈であるのに缺席者多く或は途中退席せらるゝ人も見見れますのは定めて御多用の事とせうが今後は自治の精神に基き益々公共の爲め盡力せられん事を希望し之を以て閉會の辭と致します

小貫議長 第七次通常居留民會は之にて閉會致します(拍手)

時に翌日午前三時

大正三年通常民會議事終



大正三年通常民會議事録附録

決議事項

大正三年通常民會に於て議決したる諸條例及大正三年度に屬する歳入出豫算等左の如し

(一) 雜種課金條例中改正

一、第二條中飲食店二等の次へ「三等銀五十仙」の一項を加ふ

(二) 諸車鑑札料條例中改正

一、第三條中營業馬車「同洋銀十二弗」ヲ「一ヶ月洋銀一弗」と改む

(三) 榮街開修工費特別會計條例

第一條 榮街開修工事(福島街、榮街角より支那街に至る延長三十間、幅五間)は特別會計とし大正三年度より起工す

第二條 開修工費は一時民間準備基金より繰替支出し漸次地方地主より徴收し準備基金へ回收す但道路地を寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負担額を減少又は免除することを得

第三條 工費の徴收は大正四年度より起り同八年度に至る五ヶ年間に毎年總工費の五分の一とす

第四條 工費徴收期、工費負担區域及其標準等に關しては壽街開修工費特別會計規則の規定を準用す

(四) 新道開修工費特別會計條例

第一條 新道開修工費(旭街より壽街を経て山口街に至る延長百二十一間、幅五間)は特別會計とし大正三年度より起工し同四年度に竣工の豫定とす

第二條 開修工費は一時民間剩餘金より支出し漸次地方地主より徴收し剩餘金へ回收す但道路敷地寄附したる地主に對しては其價格に應じ本工費の負擔額を減少又は免除することを得

第三條 工費の徴收は大正五年度より起り同十四年度に至る十ヶ年間に毎年總工費の十分の一とす

第四條 工費徴收期、工費負担區域及其標準等に關しては壽街開修工費特別會計規則の規定を準用す

附 則

本條例は行委員會より總領事に具申し既定條約に照らし支那當官該に知照し其決定を俟つて實行す

(五) 榮街開修工費特別會計歳入出豫算

歳入

(70)

(69)

一、時繰替金

計

二、三九六四〇

二、三九六四〇

備 考

準備基金より一時繰替

榮街開修工費

二、三九六四〇

二、三九六四〇

備 考

福島街榮街角より支那街に通ずる新道長三十間、幅五間の開修費

土地買收費

二、二五〇〇〇

二、二五〇〇〇

備 考

民地百五十坪、一坪に付十五弗

埋立費

一、四六四〇〇

一、四六四〇〇

備 考

土百二十二方、一方に付一弗二十仙

計

二、三九六四〇

二、三九六四〇

備 考

新道開修工費特別會計歳入出豫算

科 目

歳入

計

四、八九七五〇

四、八九七五〇

備 考

大正二年度民間剩餘金の内より一時繰替

一時繰替金

四、八九七五〇

四、八九七五〇

備 考

旭街より壽街を経て山口街に至る延長百二十一間、幅五間の開修費銀九千四百二十七

(72)

(71)

土地買收費

計

四、八九七五〇

四、八九七五〇

備 考

民地三百二十六坪五合買收費一坪に付十

一銀拾萬四千零六弗八仙也

一銀壹萬參千五百八拾弗也

合計銀拾壹萬七千五百八拾六弗〇八仙也

一銀九萬貳千四百貳拾四弗拾仙也

一銀貳萬五千壹百六拾壹弗九拾八仙也

合計拾壹萬七千五百八拾六弗〇八仙也

大正三年度居留民團歳入出豫算表

歳入

計

本年豫算額

二、〇九一四二

二、〇九一四二

備 考

日本人(百五十二名)三千五百三十五弗三十五仙

支那人(百三十八名)三千七百三十一弗七仙

第一、取得課金

六、七八六四二

六、七八六四二

備 考

居留民團課金

二、〇九一四二

二、〇九一四二

備 考

居留民團課金

六、七八六四二

六、七八六四二

備 考

居留民團課金

(73)

二、營業課金	一三、三〇五〇〇	日本人 一等五名、二等二名、三等四名、四等三名、五等七名、六等十五名、七等十二名、八等十八名、九等三十名、十等十九名、十一等三十名、十二等四十一名、計七十七名
一、藝妓	一五、九七二〇〇	支那人 四等六名、五等三名、六等七名、七等三名、八等十五名、九等十五名、十等四十名、十一等五十七名、十二等百五十名、計五百三十五名
二、酌	一〇、四四六〇〇	日本人 一等十五名、二等二十二名、三等三十五名、四等七名、計三十九名
三、旅館	八〇四〇〇	支那人 一等八十一名、二等百九十八名、計一千四百八十名
四、料理店	三三八〇〇	甲十九名(月一弗乙二十四名(月二弗))、一等月十弗一名、三等月五弗二名、四等月三弗三名、五等五弗三名、六等月三弗五名、月七弗二名、計五十五名

(74)

五、飲食店	二五二〇〇	一等月二弗二名、二等月一弗十七名、一等二弗二名
六、湯屋	四八〇〇〇	一等月一弗三名、二等五十仙二十名
七、遊藝業	一五六〇〇	一等月一弗一名
八、遊藝師	一一〇〇〇	二等月五十仙一名
九、按摩師	六〇〇〇	二等月五十仙一名
十、按置屋	六〇〇〇	十五名(藝妓三十三名、半妓二名)
十一、常設行	八六〇〇〇	四等月三十弗一名(六ヶ月分)六等月二十弗二名
十二、臨時行	六六〇〇〇	月二十五弗一名
十三、臨時行	三〇〇〇〇	百五十日間(一日一弗)
十四、臨時行	一五〇〇〇	
第三款 使用料	六四、七四二六六	
一、繫留料	二五〇〇〇	漁船一艘(二十弗)乘太一艘(五弗)
二、貨物陸上料	六〇〇〇〇	復其他一千二百噸(一噸=付銀五仙)
三、民船料	二二〇〇〇〇	延八百八十艘(一艘=付銀二十五仙)
四、船舶料	七〇〇〇〇	延百四十艘(一艘=付銀五十仙)
五、水道料	二一、八二八九〇	二千五百六十萬五千六百瓦魯(千瓦魯=付銀七十五仙)

(75)

六、土地	五九七六	四百零三萬八千瓦魯(千瓦魯=付銀六十仙)計二千九百六十四萬三千六百瓦魯
七、市場	七二〇〇〇	前年度實收額=同
八、營業地	一〇〇〇〇〇	二十名(平均五弗)
九、營業人力車	二五、〇九五〇〇	延三萬八千九百三十二輛及電車公司ヨリ補足銀五千六百二十九弗
十、營業馬車	六〇〇〇〇	延六百輛(一ヶ月一弗)
十一、自用馬車	二、二二〇〇〇	延甲號三輛(一ヶ月一弗)延乙號百十輛(一ヶ月一弗)
十二、自用車	三〇〇〇〇〇	延乙號二十五輛(一ヶ月一弗)
十三、自動車	一、二〇〇〇〇	延乙號十輛(一ヶ月一弗)
十四、自動車	三〇〇〇〇	延五輛(一ヶ月一弗)
十五、大車	七〇〇〇〇〇	延七千輛(一ヶ月一弗)
十六、中車	一、二〇〇〇〇	延二百四十輛(一ヶ月一弗)
十七、小車	二、三四〇〇〇	延七百八十輛(一ヶ月一弗)
十八、地車	一、五〇〇〇〇	延七百五十輛(一ヶ月一弗)
十九、行車	四、四四〇〇〇	延七百五十輛(一ヶ月一弗)三等三百名(月五十仙)
第四款 生財	一五〇〇〇〇	

(76)

一、預金	一五〇〇〇〇	二百名內
二、授業	一、七〇〇〇〇	一弗百四十名、五十仙六十名(各十ヶ月)
三、授業	一、七〇〇〇〇	二名(月一十五弗)
四、雜收	一、三五〇〇〇	俱樂部家賃月百弗、六ヶ月分、開口家賃家賃月二十弗、十二ヶ月分
五、大和街撤水費	八四〇〇〇	月五弗
六、雜收	六〇〇〇〇	公課金督促料、無鑑札車過意料、血精代、廢品拂下代其他
計	二〇、四〇〇〇〇	
第一款 繰前	一三、五八〇〇〇	大正二年度繰越金見越額
第二款 繰前	一三、五八〇〇〇	
第三款 繰前	二七、五八六〇八	
合計	二七、五八六〇八	

(78)		(77)	
科	目	本年度豫算額	備考
第一科 事務所費	一、俸給及手當	一三、七九一三五	理事一名、土木技手一名、書記四名、臨時備員一名、囑託員一名、備支那人三名、使丁三名、及吏員備員等年未慰勞金
	二、備品費	二八八二五	帳簿費三十冊、保險料八冊二十五仙、大金庫一個百五十冊外百冊
	三、消耗品費	四三九八〇	電燈料、石炭、木炭、煤球兒、諸用紙、筆墨印肉類雜品等
	四、修繕費	一〇〇〇〇	備品修繕、煙筒掃除並ニ取換等
	五、印刷費	二八八〇〇	諸摺札、領收証、告知書、督促狀、傳票、注文書報告書等
	六、通信費	八五二〇	電話料、電報料、郵便切手、小包料
	七、旅費	三五〇〇	公布式新聞公告特約料
	八、公告費	二四〇〇〇	理事宿舍一、開口借家一、各十二ヶ月分事務所一、書記技手宿舍五、各六ヶ月分
	九、家屋借料	一、四〇四〇〇	車代、官報、新聞代、汚物掃除料、門橋、洗濯料及天長節裝飾費三十冊
	十、雜費	一九三六〇	吏員宿直料、一夜五十仙三百六十五日分
	十一、宿直料	一八二五〇	
第二科 會議費	一、手當	一六〇〇〇	民會書記手當
	二、印刷費	五〇〇〇〇	民會議案、議事錄、投票用紙其他
	三、雜費	五〇〇〇	
	第三款 土木	二五、五九六七	機關十二名、火夫二名、掃除夫二名、街樹看視人一名、水揚タンク看視人一名
	一、俸給	一、一八二〇〇	修道用石炭、ローラー用棉紗、シリンドル油
	二、消耗品費	一、〇一七六二	器械用雜品、製圖用墨騰寫紙布ホース其他
	三、器具費	八四〇〇	麻袋、水運搬車、鐵錘、掃除車用刷毛、竹箒、硝子管等
	四、修道費	一四、五五三〇〇	碎石五千五百二十方、砂九千四百方修道及除雪用苦力一萬一千四百四十八人、下水修繕用煉瓦四万個、全用石灰四万斤煉瓦工二百人、人遣播用苦力延百〇八人
	五、撤水費	三、二二八〇〇	撤水請負額及水揚電力料
	六、點燈費	四、八九六三三	街燈二十個光二〇八燈(五十燭光)六十燈電球破損五百九十個其他プラケット代
	七、植樹費	四四五〇〇	槐樹百七十本、同土二十方、樹架百個、肥料一萬二千斤、植樹灌水用苦力延三百六十八

(80)		(79)	
科	目	本年度豫算額	備考
第八科 碼頭費	一、碼頭費	一〇〇〇〇	水運車修理、測量用標木、麻繩及釘代掃除器修理、ローラー及ポンプ修理、ローラー用水代
	二、水道費	一八、五七一七〇	水道看守人五名
	三、修繕費	五四〇〇〇	プアルプ六個修繕及メートル四十個修理
	四、器具費	一七六〇〇	給水管用ホース五ヶ所分、給水管漏水止皮、給水管一個新調
	五、水費	一七、六四五〇〇	月平均二百九十四萬〇八百三十三瓦魯一ヶ月平均二百九十九萬瓦魯內歩減一割三分及鐵管破損等ニ依ル漏水三分(千瓦魯ニ付五十仙)
	六、雜費	五二五〇	看守人用毛皮外套、雨外套、水票綴糸
	七、教育費	八三三三六〇	校長一名、訓導五名(金千七百二十八圓、銀一弗十仙換算)外囑託員一名及校僕三名
	八、手當	二、六七三〇〇	校長一名、訓導五名月手當及年未慰勞金
	九、圖書費	四三二四二	天棚、日前、便所、壁、繩除、窓硝子、排水渠、校舎床板塗替、ペンキ塗及教室模範替費
	十、圖書費	二八五〇	參考書、地圖類、官報等
	第九科 器具器械費	一、器具器械費	三〇五〇
二、校具費		四二四五〇	靴式、藤、額縁、机椅子、疊、教壇、煤油炬、ビアンノ覆黑板、煤油縫縫台、日欄、傘架、紙屑箱等
三、消耗品費		四五八一〇	諸用紙、筆墨、印肉、木炭、石炭、石油、薪、衛生用藥品、化學實驗用藥品、裁縫手工原料其他雜品
四、旅費		一〇〇〇〇	學事視察其他
五、通信費		七三三〇	電話料及郵便切手
六、保險費		一〇一三五	建物及什器二萬七千弗ニ對スル千分ノ三、壹
七、新聞雜誌費		二五二三	樹木、煉瓦、水壘、種苗、肥料其他
八、學校園費		三〇五〇	講師手當及接待費
九、研究會費		四二〇〇	教員宿舍三棟六ヶ月分
十、家屋借料		三〇〇〇〇	備品修繕、備人費、印刷費、接待費トラホー
十一、雜費		五二二〇〇	△治療代其他
第十二科 衛生	三、一七一五五	常備苦力二十八名及基地掃除人一名清潔法用苦力延六百人全上臨時雇日本人四十日分	
第十三科 衛生	二、三三七〇		

(82)

二、被服費	三〇八〇	常備苦力印入上着二十八着分
三、消耗品費	九〇〇〇	竹帚、草蓆、鹿取、實布、阿里亞血精、虎列刺、赤痢血精及石灰一万五千斤
四、藥品費	一一八〇〇	掃除車四台新調鐵鍬百本、器具及污水藥場修繕
五、器具費	二五八〇〇	千六百人分(一人二付五仙)
六、種痘費	八〇〇〇	保險料及修繕其他
七、市場費	一九三七五	野犬撲殺料及捕獲器
八、野犬捕殺費	五四〇〇	印刷費其他雜品
九、雜費	一〇〇〇〇	
第七款 警備費	一五、九五〇〇	
一、俸給及手当	一〇、一四二一八	巡捕八十三名(內請願巡捕二名ヲ含ム)俸給及年末賞與巡捕用苦力二名、日本巡查手当及巡捕退職手当、巡捕傷疾手当
二、巡捕被服費	三、五二八八〇	冬服八十三着、夏服八十三着、毛皮外套新調二十二枚、表替三十一枚、修繕十枚、同附屬襟八十三個、兩外新調四十七枚、全修理八枚、多帽子新調四十九個、夏帽子四十七個、手袋八十三個、布靴一人年三足、八十三人、分、雨靴八十三足、帶及八十三本
三、巡捕備品費	三六五〇	警棒大小各十五本其他
四、巡捕消耗品費	四一九三六	石炭二十二噸、石油十五噸、燈油百二十斤、ストーブ焚付、手帳、諸用紙、筆墨、印肉類、電燈料、其他雜品
五、修繕費	五二二〇〇	巡捕宿舍、天棚、ストーブ煙筒取替其他修繕
六、巡捕藥費	一八〇〇〇	一ヶ月平均十五弗
七、消防被服費	一五四五〇	冬服二十着修理、帽子二十個及編上靴五足新調
八、消防器具費	六七五〇	ポンプ用カッポンク五組、竹梯子、器具修繕其他雜品
九、消防消耗品費	九〇二〇	石油十二噸、器械油二噸、石炭六噸、雜品及燃料
十、消防手当	四九九五〇	出火出場手当、練習、傷疾、退職手当
十一、雜費	三〇九五〇	巡捕飲料水、掃除料、消防出初式酒肴料、出火用水代、巡捕天長節酒肴料其他
第八款 圖書館費	五六九八八	囑託書記一名月手当及年末慰勞一ヶ月分
一、俸給	一三〇〇〇	
二、備品費	一〇〇〇〇	
三、圖書費	三〇〇〇〇	
四、保險料	二一八八	圖書及備品三千五百弗ニ對スル保險料千分六二五

(81)

(84)

五、雜費	一八〇〇	圖書製本代及ボイ年未賞與其他
第九款 諸稅及負擔	三六八四	
一、地租	三六八四	
第十款 公園費	三、〇三八七六	公園係一名、花匠一名、常備苦力一名、臨時苦力延千八百人及公園係年未慰勞金
一、俸給	一、一七三〇〇	松、金雀花、四季槐、薔薇、洋槐樹、各五十本
二、植樹費	四三〇〇〇	海棠樹十本、榆葉梅、花紅葉樹、英桃樹各二十本、小柏樹百本、刺梅三百株、芝二十方、竹、草花種子等
三、肥料費	五五〇〇	油精及乾糞代
四、器具費	六五三五〇	ベンチ新調十脚、制札、噴水器、雪見燈籠、鐵鍬雜品
五、消耗品費	四一七〇	波、細糸、紙、引油、編袋、帶、藥、釘、竹桿、麻繩等
六、修繕費	一六四〇〇	音樂室修繕、ベンチ、小供椅子修繕、電柱及葡萄棚塗替
七、點燈費	一九一五六	園內電燈九個、電球破損取替十八個、噴水池側二百燭光電燈一個五ヶ月分及電球二個代
八、用水費	三一五〇〇	水量六十三万瓦魯四月ヨリ九月ニ至ル六ヶ月間一日五時間出水平均一ヶ月十萬五千瓦魯
九、雜費	一五〇〇〇	月平均一弗二十五仙
第十款 雜支	五〇〇〇〇	
一、雜支	五〇〇〇〇	招魂祭典費二百弗、及接待其他三百弗
第十二款 豫備費	二、七二一六一	
計	九二、四二四一〇	
科	本年度豫算額	
第一款 土木費	七、九一一九八	
一、道路築造費	三、五八五一八	芙蓉街道路及下水溝並に蓋石築造費
二、小學校建築費	三、〇七六八〇	第十八區內二千五百六十四坪埋立費一坪二付一弗二十仙
三、公園溫室及便所建築費	一、二五〇〇〇	溫室一棟及八角便所一棟建築費
第二款 臨時衛生費	一、〇〇〇〇〇	
一、傳染病豫防費	一、〇〇〇〇〇	給料、藥品治療器械、備品、消毒藥、治療消耗品、家屋修繕、點燈、賄費、患者滋養品、消耗品及雜費
第三款 補助及寄附費	四、七五〇〇〇	天津幼稚園補助金一ヶ月四百弗、商業會議所補助金一ヶ月七百五十弗及其立學校補助

(83)

(86)	(85)																
<p>附 錄 終</p> <p style="text-align: right;">五、議長及會議係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">議 長</td> <td style="text-align: center;">小 貫 大 治</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">書 記</td> <td style="text-align: center;">田 中 大 郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">書 記</td> <td style="text-align: center;">黑 澤 次 郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">書 記</td> <td style="text-align: center;">赤 山 今 朝</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">書 記</td> <td style="text-align: center;">空 閑 朝 實</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">書 記</td> <td style="text-align: center;">兒 島 菊 太 郎</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">筆 記</td> <td style="text-align: center;">佐 藤 玖 作</td> </tr> </table>	議 長	小 貫 大 治	書 記	田 中 大 郎	書 記	黑 澤 次 郎	書 記	赤 山 今 朝	書 記	空 閑 朝 實	書 記	兒 島 菊 太 郎	筆 記	佐 藤 玖 作	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>第四款 團債償還費 四、〇〇〇〇〇</p> <p>一、團債利子 四、〇〇〇〇〇</p> <p>第五款 民團事務所公會堂設備費 七、五〇〇〇〇</p> <p>計 二五、一六一九八</p> <p>合計 二七、五八六〇八</p> <p>●大正三年通常民會要錄</p> <p>一、議員數 二百十五名</p> <p> 內 日本人 壹百零一名</p> <p> 支那人 壹百拾四名</p> <p>二、開期 大正三年三月二十三日より二十四日迄二日間</p> <p>三、會場 日本俱樂部</p> <p>四、成績 (議事録中にあるを以て略す)</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>金一ヶ年二千四百弗、共立醫院補助金一ヶ年一千二百弗</p> <p>正金銀行借入金十萬弗ニ對スル借越契約期間並ニ年賦償却期間利子見込額</p> <p>暖房据付及水道布設費</p> </td> </tr> </table>	<p>第四款 團債償還費 四、〇〇〇〇〇</p> <p>一、團債利子 四、〇〇〇〇〇</p> <p>第五款 民團事務所公會堂設備費 七、五〇〇〇〇</p> <p>計 二五、一六一九八</p> <p>合計 二七、五八六〇八</p> <p>●大正三年通常民會要錄</p> <p>一、議員數 二百十五名</p> <p> 內 日本人 壹百零一名</p> <p> 支那人 壹百拾四名</p> <p>二、開期 大正三年三月二十三日より二十四日迄二日間</p> <p>三、會場 日本俱樂部</p> <p>四、成績 (議事録中にあるを以て略す)</p>	<p>金一ヶ年二千四百弗、共立醫院補助金一ヶ年一千二百弗</p> <p>正金銀行借入金十萬弗ニ對スル借越契約期間並ニ年賦償却期間利子見込額</p> <p>暖房据付及水道布設費</p>
議 長	小 貫 大 治																
書 記	田 中 大 郎																
書 記	黑 澤 次 郎																
書 記	赤 山 今 朝																
書 記	空 閑 朝 實																
書 記	兒 島 菊 太 郎																
筆 記	佐 藤 玖 作																
<p>第四款 團債償還費 四、〇〇〇〇〇</p> <p>一、團債利子 四、〇〇〇〇〇</p> <p>第五款 民團事務所公會堂設備費 七、五〇〇〇〇</p> <p>計 二五、一六一九八</p> <p>合計 二七、五八六〇八</p> <p>●大正三年通常民會要錄</p> <p>一、議員數 二百十五名</p> <p> 內 日本人 壹百零一名</p> <p> 支那人 壹百拾四名</p> <p>二、開期 大正三年三月二十三日より二十四日迄二日間</p> <p>三、會場 日本俱樂部</p> <p>四、成績 (議事録中にあるを以て略す)</p>	<p>金一ヶ年二千四百弗、共立醫院補助金一ヶ年一千二百弗</p> <p>正金銀行借入金十萬弗ニ對スル借越契約期間並ニ年賦償却期間利子見込額</p> <p>暖房据付及水道布設費</p>																

--	--

